

いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN



2013
2.28

no.136

Report

1 国連・子どもの権利委員会の勧告等から 教育をめぐるマルトリートメントについて考える

代表委員／子どもの権利条約NGOレポート連絡会議 平野 裕二 1

2 国連人権理事会による定期的な各国人権状況の相互審査制度 (Universal Periodical Review)

尚絅学院大学教授 森田 明彦 6

3 東日本大震災におけるひとり親家庭の現状と支援 第6回 東日本大震災子ども支援意見交換会

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 宮崎 静香 16

4 第13回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告 「がんばろう! つばさネットワーク」の活動

大阪府立北摂つばさ高等学校 藤井 伸二 28

5 第13回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告 感じる、考える、そして行動する ―未来への証言―

高校生1万人署名活動実行委員会・岩手高校生の長崎平和活動派遣団 団長 小野寺 育郎 33

Event information

フォーラム子どもの権利研究 2013 36

Document 2012.12.20 ~ 2013.2.10

子どもの人権と教育関係の報道と記録から 37

国連・子どもの権利委員会の勧告等から 教育をめぐる マルトリートメントについて考える

代表委員／子どもの権利条約NGOレポート連絡会議 平野 裕二

日本子ども虐待防止学会（JaSPCAN）第18回学術集会（高知市、2012年12月7～8日）の分科会「日本の教育をめぐるマルトリートメントの課題とそれへの対応～教育をめぐるマルトリートメント（2）」に参加し、国連・子どもの権利委員会（以下「委員会」）の議論の動向等について報告してきた。

同分科会は、武田信子・武蔵大学教授らが中心となって企画されたものである。いじめ・体罰といった明らかな人権侵害はもとより、学びの剥奪（貧困や障害によって学習権が十分に保障されない状況を含む）、しつけ・教育の名のもとに行なわれる過干渉、過度に競争的な教育など、教育そのものが子どもに対するマルトリートメント（虐待・不当な取扱い）となる状況が生じているのではないかという問題意識のもと、2011年度の学術集会（2011年12月、茨城県つくば市）に続いて開催された。今回は、他に有村大士さん（子ども家庭総合研究所）、横須賀聡子さん（特定非営利活動法人水戸こどもの劇場）からも発表があった。

このうち、とりわけ過度に競争的な教育については、国連・子どもの権利委員会からも日本に対して繰り返し指摘が行なわれてきたところである。以下、分科会で行なった報告の内容を紹介する。

国連・子どもの権利条約における 「教育の目的」と競争主義的教育

子どもの権利条約29条1項は、教育において指向されるべき目的として、(a)子どもの人格・才能等の全面的発達、(b)人権・基本的自由等の尊重の発展、(c)自他の文化・言語・価値観等の尊重の発展、(d)理解・平和・寛容・男女平等・友好の精神にのつとった責任ある社会参加の実現、(e)自然環境の尊重の発展の5つを挙げている。

この規定に関する委員会の見解を明らかにしたのが、一般的意見1号（2001年）である。そこでは、教育の目標は「子どものスキル、学習能力その他の能力、人間としての尊厳、自尊感情および自信を発達させることにより、子どもをエンパワーすることにある」として子どものエンパワーメントが強調され（パラ2）、また教育は「子ども中心」のものでなければならないことが指摘されている（パラ9）。競争主義的な教育についても、以下のとおり指摘されている。

「……教育の全般的な目的は、自由な社会に全面的にかつ責任をもって参加するための子どもの能力および機会を最大限に増進することにある。知識を蓄積することに主たる焦点を当て、競争を煽り、かつ子どもへの過度な負担につながるようなタイプの教育は、子どもがその能力および才能の可能



性を最大限にかつ調和のとれた形で発達させることを深刻に阻害する可能性があることが、強調されなければならない。……」(パラ 12)

前述のとおり、日本はこの点について委員会から繰り返し是正を求められてきた。第1回総括所見(1998年)では、「競争が激しい教育制度のストレスにさらされた、かつその結果として余暇、運動および休息の時間が得られない」ことから生じている子どもたちの心身の問題や登校拒否の多さについて懸念が表明され(パラ 22)、条約3条(子供の最善の利益)、6条(生命・生存・発達に対する権利)、12条(子供の意見の尊重)、29条(教育の目的)および31条(休息・余暇・遊びに対する権利)に照らし、「過度のストレスおよび学校回避を防止しかつそれと闘うために適切な措置をとる」ことが勧告されている(パラ 43)。

これを受けて、国連・社会権規約委員会も、第2回報告書審査(2001年)後に採択した総括所見で、「あらゆる段階の教育がしばしば過度に競争主義的でストレスに満ちたものとなっており、その結果、生徒の不登校、病気、さらには自殺すら生じていること」にとくに焦点を当てながら「教育制度の包括的再検討」を行なうよう「強く」勧告した(パラ 58)。

子どもの権利委員会の第2回総括所見(2004年)でも、「教育制度の過度に競争的な性質によって、子どもの身体的および精神的健康に悪影響が生じ、かつ子どもが最大限可能なまで発達することが阻害されていること」についてあらためて懸念が表明され(パラ 49(a))、「高い水準の教育の質を維持しつつも学校制度の競争的性質を緩和する目的で、生徒、親および関連の非政府組織の意見を考慮にいれながらカリキュラムを見直すこと」が勧告さ

れている(パラ 50(a))。

さらに第3回総括所見(2010年)でも、「このような高度に競争的な学校環境が就学年齢層の子どものいじめ、精神障害、不登校、中途退学および自殺を助長している可能性があること」に懸念が表明され(パラ 70)、「学業面での優秀な成果と子ども中心の能力促進とを結合させ、かつ、極端に競争的な環境によって引き起こされる悪影響を回避する目的で、締約国が学校制度および大学教育制度を再検討する」ことが勧告された(パラ 71)。このほか、とくに自殺防止の観点から学校にソーシャルワーカーおよび心理相談サービスを配置すること(パラ 42)、「親および教職員との関係の貧しさ」が決定要因となっている可能性がある子どもの情緒的・心理的ウェルビーイングの水準の低さに対応すること(パラ 60・61)なども、新たに促されている。

競争主義的教育等について 勧告された他の国々

同様の指摘は、とくに東南アジアの新興経済国(地域)に対しても、行なわれてきた。

たとえば韓国は、日本の第1回報告書審査に先立つ1996年に、「教育制度が高度に競争主義的な性格を有していることは、子どもの能力および才能を最大限可能なまで発達させること、および、子どもが自由な社会において責任ある生活を送れるようにすることを阻害する危険がある」

との懸念を表明され(第1回総括所見・パラ 16)、教育政策の再検討を奨励されている(同パラ 29)。第2回総括所見(2003年)でも同様の指摘

が繰り返され（パラ 52・53）、さらに第 3 回・第 4 回総括所見（2011 年）では、以下のように塾等の民間教育事業も視野に入れた懸念が表明されている。

「……委員会は、締約国の教育制度において、深刻なほど競争的な状況がいまなお蔓延していることを懸念する。委員会はまた、課外で行なわれる民間の追加的指導を子どもが広く受けている結果、子どもが深刻かつ不相応なストレスを受けており、かつその身体的および精神的健康に悪影響が生じていることも懸念するものである。さらに委員会は、このような民間の指導の金銭的負担のためにすでに存在する社会経済的非対称性が悪化していること、および、これによって余暇および文化的活動に対する子どもの権利の十分な充足が阻害されていることに、懸念とともに留意する。……」（パラ 62）

このような認識を踏まえ、韓国に対しては、(a) 条約 29 条および一般的意見 1 号を踏まえた現行教育制度・試験制度の評価、(b) 「民間の課外教育に対する幅広い依存の根本的原因およびその結果として生ずる高等教育へのアクセスの不平等に対応する目的で、公教育制度を強化するための努力」の倍加、(c) 「十分な余暇、文化的活動およびレクリエーション活動を享受する子どもの権利」の確保等が勧告された（パラ 63）。

香港についても同様である。まだ英領であった 1996 年に行なわれた第 1 回審査の際には、「学校におけるプレッシャーと思春期の子どもの健康問題との関連の可能性」の調査が提案された（第 1 回総括所見・パラ 31）程度であったが、第 2 回総括所見（2005 年）では「学校制度の競争的性質」についてはっきりと懸念を表明され（パラ 76）、「教

育制度の競争性の低減に努め、かつ主体的学習能力ならびに遊びおよび余暇に対する子どもの権利を促進するような方法で、教育の質を高めること」が勧告されている（パラ 78(c)）。

シンガポールに対しても、第 1 回総括所見（2003 年）で「教育制度の高度に競争主義的な性質によって子どもが最大限可能なまで発達することが阻害されるおそれがあること」について懸念が表明され（パラ 42）、

「学校関連のストレスおよび学校制度の競争主義を軽減するための効果的措置をとるとともに、学校における文化的生活および芸術ならびに遊びおよびレクリエーション活動を促進すること等も通じ、子どもの人格、才能および能力が最大限可能なまで発達することを促進するための努力を強化すること」

が勧告された（パラ 43(c)）。第 2 回・第 3 回総括所見（2011 年）でも同様の指摘が繰り返されている（パラ 58(b)・59(c)）。同国に対しては、「学童保育所および始業前および放課後にケアを提供するその他の機関の質が包括的に監視されることを確保するための措置をとること」も勧告されているのが興味深い（第 1 回総括所見・パラ 43(d)）。

タイに対して表明された懸念（2006 年、第 2 回総括所見）も比較的详细である。

「……委員会は、とくに子どもがより高い学習段階に進むにつれて高まる、教育制度の高度に競争主義的な性質によって、子どもにさらなる負担が課されており、かつ子どもが可能な最大限度まで発達することが損なわれている可能性があることに、懸念とともに留意するものである。これとの関連で、委員会は、一部の子どもが放課後に塾に通っていることにより、休息、余暇、遊び、文化的活



動およびレクリエーション活動の可能性が制限されており、かつ追加的費用が生じていることに、留意する。さらに、委員会は、多くの学校でスポーツおよびレクリエーションの機会が不十分であることに留意するものである。……」（パラ 64）

同国に対しても、「教育制度の競争性の緩和に努め、かつ主体的学習能力を促進するような方法で教育の質を増進させるとともに、学校における文化的生活、芸術、遊びおよびレクリエーション活動の促進等も通じ、子どもの人格、才能および能力を可能な最大限度まで発達させることを促進するための努力を強化すること」が勧告された（パラ 65(b)）。

以上の国々に対する指摘とは若干性格が異なるものの、教育の質的側面に踏みこんだ指摘は他にも若干行なわれた例がある。たとえばウクライナに対する第3回・第4回総括所見（2011年）では、「学習上の困難、学校倦怠感、同じ学校の生徒との関係における心理的不安感および教員から拒絶されているという感覚を有する子どもが多数にのぼることにかんがみ、現行の教育制度が子どもの学習スキル、自尊感情および自信を十分に発達させていない」

という懸念が表明された（パラ 68）。シリアに対しても、第2回総括所見（2003年）で「公教育制度が、分析的スキルの発達よりも暗記学習を引き続き重視しており、かつ子ども中心のものとはなっていない」旨の懸念が表明され（パラ 46(a)）、「批判的思考および問題解決スキルの発達の重要性を強調する、カリキュラムおよび教授法の改革プロセスを——子どもの全面的参加を得ながら——進めること」が勧告された（パラ 47(a)）ことがある。

国連・障害者権利条約の 教育目的条項

なお、冒頭でも指摘したように、教育におけるマルトリートメントは競争主義的教育の問題に留まるものではない。とりわけ、あからさまな差別ではなくとも、教育内容そのものが一部の子どもアイデンティティを軽視ないし否定し、子どものディスエンパワーメントにつながる可能性に注意する必要がある。ジェンダーの視点からは「隠れたカリキュラム」の問題が論じられてきたし、民族教育の公的支援を求める主張も、こうした観点からも理解する必要がある。

この点であらためて留意しておきたいのは、国連総会が2006年12月に採択し、日本も批准に向けた作業を進めている障害者権利条約（障害のある人の権利に関する条約）の教育目的条項（24条1項）である。そこでは教育の目的として以下の3つが挙げられている。

- (a) 「人間の潜在能力ならびに尊厳および自己価値の感覚を全面的に発達させること、ならびに、人権、基本的自由および人間の多様性の尊重を強化すること」
- (b) 「障害のある人が、その人格、才能および創造力ならびに精神的および身体的な能力を最大限度なまで発達させること」
- (c) 「障害のある人が、自由な社会に効果的に参加できるようにすること」

このうち(b)と(c)はとくに障害児・者に関わる規定であり、また子どもの権利条約29条1項でも定められている内容である。しかし(a)の適用対象は障害児・者に限定されておらず、さらに「尊厳および自己価値の感覚」の発展および「人間の多

様性の尊重」の強化が新たな要素として付け加えられている。すべての子どもがその多様なあり方を尊重され、自尊感情（セルフエスティーム）を保つことのできるような教育が、条約の規定によって明示的に義務づけられたのである（「障害のある子どもがそのアイデンティティを保持する権利の尊重」について定めた3条(h)も参照）。

ここでいう「人間の多様性」が主として障害の有無・程度を念頭に置いていることは確かであろうが、この規定はさらなる広がりを持つものとして理解されなければならない。たとえば、多数派とは異なる性的指向やジェンダー・アイデンティティを有する人々（セクシュアル・マイノリティ）について十分に配慮した教育を進めることも必要になろう。

あらためて、教育の内容・あり方を包括的に再検討することが求められる。

◆本稿で紹介した国連・子どもの権利委員会関係の資料（日本語訳）については筆者のウェブサイトを参照。 <http://www26.atwiki.jp/childrights/>



国連人権理事会による 定期的な各国人権状況の相互審査制度 (Universal Periodical Review)

尚綱学院大学教授 森田 明彦

1. UPR について

国連人権理事会には4年半に一度、全ての国連加盟国（193カ国）について、それぞれの国の人権状況を確認し、必要な勧告を行う、政府同士の相互審査制度が設けられています。

この制度は英語で Universal Periodical Review、外務省訳では「普遍的定期的審査」（以下、UPR）と呼ばれています。

UPRは2006年3月15日に採択された国連総会決議60/251¹に基づき、2008年4月より開始されました。

一年間に3回の作業部会が開催され、各作業部会では14カ国の政府の人権状況が審査されることになっています。国連人権理事会は対象国毎に3カ国の理事会メンバー国を報告者に任命し（トロイカと呼ばれています）、この3カ国が対象国の作業部会を担当します。

作業部会では対象国の人権状況の審査に3時間半、作業部会における報告書の採択に30分、人権理事会本会合における報告書の検討に1時間を当てることとされています。

作業部会では国連全加盟国が審査に参加することが出来ます。また、NGOも作業部会の傍聴が可能です。

また人権理事会本会合において報告書が採択

される際には、採択前に対象国、人権理事会メンバー国、その他の国連加盟国の政府に意見を表明する機会を与えます。また、NGOもコメントを述べる機会を与えられています。

国連人権高等弁務官事務所のホームページにはUPR専用のサイトが設けられています²。

UPRは国際的なNGOの間でも有効な人権保障制度と認識されており、UPRの広報普及と強化を目的とするジュネーブ所在のNOGが具体的な活用のためのガイド³を作っています。

子ども支援の国際NGOセーブ・ザ・チルドレンも、独自の活動手引きを作り、ジュネーブの事務所を中心に積極的な取り組みを進めています。

セーブ・ザ・チルドレンの手引きによると、UPRは全ての国を対象として政府間で相互審査を行うため、特定の人権問題ないし国が政治的に取り上げられるという恐れがなく、一方で政府は一般に他の政府による評価にたいへん気を使うので、その勧告は国際的な人権機関（例えば国連子どもの権利委員会）による勧告以上に影響力を持つ可能性があると考えられています。私の個人的経験からも、この評価は正しいと思います。

日本は第1回目のUPRを2008年に受け、第2回目のUPRが2012年から2013年にかけて

行われています。

私は、今回セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのシニア・アドバイザーとして福島原発事故と国連子どもの権利委員会に対する通報制度（新議定書）の問題を取り上げてもらうべく活動しましたが、いずれも UPR の作業部会（working group）の勧告で取り上げられました。

また、ジュネーブ所在の子どもの権利条約 NGO グループ⁴は 2010 年 6 月 20 日付の国連子どもの権利委員会による日本の第 3 回政府報告に対する最終見解で勧告されている国連子どもの権利条約 37 条 (c) に関する留保宣言の撤回を求めるロビー活動を展開し、UPR 報告書でもオーストリア政府による勧告として取り上げられるという成果を挙げています。

1 A/RES/60/251, para 5.(e).

2 国連人権高等弁務官事務所のホームページの UPR サイト < <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/UPR/Pages/UPRMain.aspx> > 2013 年 2 月 5 日最終確認。

3 UPR の広報普及と強化を目的とするジュネーブの NGO である UPR Info が運営するサイト < <http://www.upr-info.org/> > 2013 年 2 月 5 日最終確認。

4 国際的な及び国内的な子どもの権利関係 NGO79 団体から構成される国際的なネットワーク。事務局はジュネーブにあります。

2. 日本の UPR のプロセスと NGO としての留意点

UPR には 3 つのプロセスがあります。

- (1) 政府報告書の提出
- (2) 国連人権理事会作業部会による審査と勧告の作成
- (3) 国連人権理事会による最終報告書の採択

国連人権理事会は対象国毎に 3 カ国の理事会メンバー国を報告者に任命し、この 3 カ国が対象国の作業部会を担当します。今回の日本審査を担当したリビア、ペルー、バングラデシュは 2012 年 5 月 3 日に選出されています。

日本政府は 2012 年 7 月に第 2 回目の UPR に向けた政府報告書を提出しました。

一方、NGO は 2012 年 4 月下旬までに日本の人権状況に関する情報を国連人権理事会に提出することを求められていました。ちなみに、国連人権理事会作業部会は、①政府報告書、②人権諸条約の機関（国連子どもの権利委員会等）や、特別手続き、国連諸機関の意見、勧告などを国連人権高等弁務官事務所がまとめた報告、③ NGO などが提供した情報に基づき対象国の人権状況を審査します。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、①子どもを放射能から守る福島ネットワーク他 95 の団体と共同で、福島原発事故による子どもの権利の侵害に対する対処を求める意見書⁵、②子どもの権利条約 NGO グループ / 日本（27 団体）として、新議定書（国連子どもの権利委員会に対する救済申立制度を創設する国連子どもの権利条約の 3 番目の選択議定書）への日本政府の早期署名・批准を求める意見書を提出しました。

その際、セーブ・ザ・チルドレンのジュネーブ事務所の担当者より、(1) NGO レポートは単独の団体で提出するより、できる限り多くの団体の賛同を得て共同レポートとして提出したほうが影響力があること、(2) UPR の審査に当たる各国政府担当者は人権の専門家でないことが多いので、レポートに盛り込む情報および



UPR の勧告として取り上げてもらいたい事項は具体的かつ簡潔に記載することが必要であるとの助言をいただきました。つまり、UPR に関する NGO レポートを書く際には子どもの権利の専門家集団である国連子どもの権利委員会に対する NGO レポートの書き方とは異なったアプローチが必要であるということです。

また、UPR は各国政府の相互審査制度なので、当然、審査に臨む各国政府はそれぞれの国の人権政策に基づいてテーマを選び、勧告を行います。例えば、国連子どもの権利委員会に対する救済申立制度（個人通報制度）を創設する新議定書に対する日本政府の早期署名・批准を求める勧告を取り上げてもらいたいと考えた場合には、新議定書案の主要提案国であったスロバキアやスロベニアがロビー活動の主要な対象国となります。また、国連人権理事会や国連子どもの権利委員会の議論を傍聴する中で各国政府代表部の主要関心事項を把握しておくことも有効なロビー活動をするためには重要です。

各国政府に対する働きかけの時期も大切です。

国連人権理事会作業部会による日本の人権状況の審査は 10 月 31 日に行われました。しかし、通常、その 1 カ月前には各国政府は作業部会において取り上げるテーマや勧告の内容を決定すると言われています。したがって、作業部会による審査が行われる 2～3 カ月前には各国政府に対する働きかけを行わなければなりません。

その意味で 8 月 30 日にジュネーブ所在の NGO である UPR Info が主催した予備会合はたいへん有益な機会でした。この予備会合には各国政府代表部が招待され、日本の人権状況につ

いて情報提供を行った NGO が順次報告を行いました。日本の人権状況に関心を持つ政府の UPR 担当者と知り合う貴重な機会となり、日本政府代表部の担当者も出席されていたので、日本の市民社会の問題意識を日本政府に伝える機会ともなりました。ちなみに、UPR のための政府報告書は対象国の市民社会との対話に基づき策定されることになっていますが、日本ではまだこの枠組がきちんと確立されていません。健康や国際開発金融のように NGO と日本政府の間に確立した対話の枠組が存在する分野もありますので、UPR についても今後、そのような対話の枠組が形成されていくものと思います。そのためにも、UPR が政府と NGO の双方にとって有益な機会となるような努力が必要でしょう。

日本の審査に関する報告書（未編集版）は 2012 年 11 月 2 日に公表されました。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンがとりくんだ①福島原発事故による子どもの権利侵害、②国連子どもの権利条約新議定書への日本政府の早期署名・批准は、それぞれオーストリア政府、スロバキア政府によって勧告されました。①については、「放射能の危害から福島地域の住民の生命と健康に対する権利を保護するためにすべての必要な措置を取ること」⁶が勧告されました。さらに、同勧告は 11 月 15 日より 26 日まで来日し福島原発事故の影響を調査する予定となっていた健康の権利に関する国連特別報告者アナンド・グローバー氏⁷の来日に言及して、同報告者が来日中に福島原発事故による被災者および避難者さらに市民団体と面談できるように日本政府が確保することを勧

告しました⁸。

同報告者が来日した際、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは人権 NGO ヒューマンライツナウと協力して福島原発事故による被害者支援団体との面談をアレンジし、さらに福島の子ども達に対する聴き取り調査の結果および関連資料を提供しましたが、このような活動が可能となったのも、国連人権理事会による日本政府に対する勧告があったからです。同報告者の公式報告書は 2013 年 5 月の国連人権理事会で発表される見込みです⁹。

日本に関する UPR 報告書は 2013 年 3 月 14 日には国連人権理事会本会合（第 22 会期）において正式に採択される見込みです。

5 NGO レポートの和訳は参考資料として本稿の最後に添付しました。英文レポートについては以下のサイトを参照ください。 < <http://www.savechildren.or.jp/scjcms/dat/img/blog/864/1340084800334.pdf> > 2013 年 2 月 6 日最終確認。

6 Take all necessary measures to protect the right to health and life of residents living in the area of Fukushima from radioactive hazards and ensure that the Special Rapporteur on the Right to Health can meet with affected and evacuated people and civil society groups (Austria); A/HRC/WG.6/14/L.12, para147.155.

7 達成可能な最高水準の心身の健康を享受する権利に関する国連人権理事会特別報告者。

8 “Take all necessary measures to protect the right to health and life of residents living in the area of Fukushima from radioactive hazards and ensure that the Special Rapporteur on the Right to Health can meet with affected and evacuated people and civil society groups” (Austria); A/HRC/WG.6/14/L.12,para.147.155.

9 同報告者が 2012 年 10 月 26 日の記者会見で発表したプレスステートメントの全文 < <http://unic.or.jp/>

unic/press_release/2869/ > 2013 年 2 月 6 日最終確認。

3. UPR を活用するために

UPR には国連全加盟国が参加しますので、子どもの権利に関する国際的アドボカシーの場としても活用できます。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災直後から被災地において緊急援助・復興支援活動にとりくんでましたが、その経験を踏まえて 2015 年に日本で開催予定の第 3 回国連防災世界会議において採択される見込みの「ポスト兵庫行動枠組」¹⁰ に向けた議論の中に、（１）東日本を含む世界の被災地の子どもの意見を反映させること、（２）自然災害に加え、福島原発事故を含む複合災害も取り上げること、を国際的なアドボカシー活動の目標にしています¹¹。

日本の UPR に関する最終報告書が採択される 3 月 14 日の 1 週間前、3 月 7 日には子どもの健康の権利に関する審議が国連人権理事会で行われ、決議案が採択されることになっています。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは同決議案の中に、（１）自然災害および複合災害に関連した子どもの健康の権利を含めること、（２）子どもの健康に関する政策決定過程に子どもの意見を反映させること、を盛り込むように主要提案国に働きかけを行っています。

そして、3 月 14 日には 2015 年の第 3 回国連防災世界会議に向けて、日本が福島原発事故の経験を踏まえて防災と環境に関する子どもの権利を保障する国際的枠組を巡る国際的議論を



主導することを要請するコメントを発表する予定です。

今回の日本に関するUPRにおいて福島原発事故に関連した勧告がなされたことは、「ポスト兵庫行動枠組」で複合災害を明示的に取り上げるという動きを後押しすると期待されます。

また、国連子どもの権利条約新議定書への日本政府の早期署名・批准についても、早急に日本政府が新議定書（通報制度）に署名・批准するようにUPRの勧告を踏まえて日本政府に要請していきたいと考えています。

第1回目のUPRにおいて日本政府には26の勧告が出され、そのうち日本政府は13の勧告を受け入れましたが、国際的な人権条約の下での個人通報制度への参加はそのうちの一つでした¹²。

その後、日本政府は2011年6月17日、国連人権理事会（第17会期）において国連子どもの権利委員会に対する通報制度を創設する新議定書案が全会一致で採択された際、戦後初めて国際的な個人通報制度を創設する国際人権条約案の共同提案国となり、さらにスロバキア政府代表による新議定書案の趣旨説明直後、菅沼健一大使（当時）が「子どもの権利の保護の実現のために、個人通報制度が積極的な役割を果たすことを強く希望します」と発言、その積極的な姿勢は各国政府代表のみならず国際的な市民社会組織からも高く評価されました。

さらに、2012年3月28日、国連総会において国連人権理事会メンバー国への再立候補を表明する口上書の中で日本政府は「（日本は）国際的な個人通報制度に対して真剣な考慮を払っている」¹³と発言、国際的な子どもの権利

団体からも注目されました¹⁴。

これらの日本政府の対応は、UPRの勧告を日本政府が真剣に考慮している証左であると思います。

UPRは国連人権理事会による人権保障メカニズムとして多くの可能性を秘めています。

日本の私たちは、国際的な市民社会の一員として、この制度を強化し、普及させるために、一層の努力をしていくべきであると私は考えています。

10 「神戸行動枠組」の経験を踏まえて、現在、策定中の災害リスク削減に関する次期行動枠組。2015年に開催予定の第3回国連防災世界会議において採択される見込みです。

11 ちなみに、個人的には「防災と環境に関する子どもの権利を保障する国際的枠組」（国連子どもの権利条約の4番目の選択議定書という形をとる可能性もあると考えています）の実現を目指すべきと考えています。この点については、拙稿「防災（災害リスク軽減）に関する子どもの権利を保障する国際的枠組の実現に向けて」日本子ども学会会誌『チャイルド・サイエンスVol.9』（2013年3月）を参照ください。

12 第1回目の日本のUPRについては外務省の以下のサイトを参照ください。＜http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/upr_gai.html＞2013年2月6日最終確認。

13 “Japan is giving serious consideration to the individual communications procedure” ; A/67/76,para.5.＜http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/67/76＞2013年2月6日最終確認。

14 “Japan commits to give “serious consideration to the individual communications procedure” !” ＜<http://www.ratifyop3crc.org/japan-commits-to-give-serious-consideration-to-the-individual-communications-procedure/>＞2013年2月6日最終確認。

【参考】

2012 年 11 月の日本に関する普遍的定期的審査のための情報提供

A. 本レポートの作成過程

本レポートは、セーブザチルドレン・ジャパンが、子どもを放射能から守る福島ネットワーク他、以下の 95 団体との協議に基づき作成して、共同提出するものである。

B. 国内の状況

2011 年 3 月 11 日、マグニチュード 9.0 の地震が日本の東北地方を襲った。同地震と余震、そして津波によって岩手県、宮城県、福島県は壊滅的な人的・物的被害を受けた。

1 万 5854 人が死亡し、3155 人が行方不明、そして 34 万 3935 人が避難を余儀なくされた。そのうち、子どもの死亡者は 549 人、1000 人以上の子どもが孤児となったか、いずれかの親を失った。そして、10 万人以上の子どもが避難させられた。

地震と津波は、さらに福島第一原子力発電所の電力喪失を引き起こし、その冷却装置の機能停止により、原子炉施設の火災、爆発、放射能の放出が起きた。多くの人々が放射能汚染地域からの避難を強いられ、さらに放射能被害を恐れた人々が自発的に避難を行った。

放射能汚染地域の地域社会は、放射能に関する正確な情報の欠如を批判し、原子力発電所事故によってあり得る即時的かつ長期的影響について深刻な懸念を表明している。福島の子供達は、生活環境の変化が彼らの福利にもたらし

た困難と不便を体験している。避難しなかった子ども達は、放射能のリスクのために野外で遊ぶことができないと不満を訴え、避難した子ども達は新たな生活環境での不適応や、家族との分離、福島に対する差別の可能性に悩んでいる。子ども達は、彼らが愛着を感じてきた友人、家族、地域社会から切り離されているのだ¹⁵。

さらに、将来に対する両親や保護者の不安は、子ども達に対する心理的ストレスを高めている。

C. 課題

セーブザチルドレンが 2011 年暮れに実施したインタビュー調査において、相当数の子ども達は、「疲れすぎて、放射能とそのリスクについて考えることができない」と気持ちを語っていた¹⁶。子ども達とその両親は、放射能リスクに関する異なった意見と中央/地方政府の曖昧な政策によって困惑し混乱しているように思われた。

さらに、子ども達は公共の場で不安を表現することによって引き起こされるかも知れない差別と対立を恐れて、不安を表明することに困難を感じていた。

アフリカ、アジア、ラテンアメリカの 21 カ国において 600 人以上の子ども達からの聴き取り調査に基づき作成された防災に関する子ども憲章は、子ども達のための防災に関する 5 つの優先事項の一つとして、子ども達が必要とする情報を入手する権利と参加の権利を挙げている¹⁷。

国連子どもの権利条約も、その 4 つの指導原則の一つとして、(意見が) 聴かれる権利、自



らの影響を与えるすべての出来事について自由に意見を表明する権利、適当な情報へアクセスする権利を含む、参加の権利（第12条）を挙げている¹⁸。

さらに、セーブザチルドレン、プランインターナショナル、ワールドビジョンが「気候変動における子ども同盟」として本年6月に開催される国連持続可能な開発会議（リオ＋20）¹⁹に向けて作成・提出した意見書も、子どもに影響を与えるすべての事柄について締約国政府は子どもの参加の権利を尊重しなければならないと主張している。

以上の点を留意し、このレポートでは、以下の3点を福島の子ども達に影響を与えている課題として取り上げた。

1. 子どもの放射能被曝に関する日本の国家基準は、福島の子ども達の最善の利益、子どもの生命・生存・発達の権利および健康への権利に基づいていない。
2. 日本政府は、福島の子ども達の生命・生存・発達の権利および健康への権利を保護するために必要な立法的措置、行政措置その他の措置を講じていない。
3. 日本政府は、原子力発電所事故に関する防災情報を提供する上で、子どもの最善の利益と健康に関する適切な情報を利用することができる権利を十分に考慮していない。

1. 子どもの放射能被曝に関する国家基準

2011年4月19日、文部科学省は、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」において、学校の校舎・校庭等の利用判断に適用される暫定基準を、同年3月21日付の国際放射線防護委員会のコメントにしたがって、年間20mSvに設定した²⁰。放射線量の国家基準が1mSvであったところから、この文部科学省通知は強い反発と議論を引き起こした。文部科学省は、その後次第にこの最初の通知内容を修正し、同年8月26日には子どもにとって許容可能な放射能の水準を「原則年間1mSv以下とする」に定めた²¹。しかし、年間20mSvという基準は、放射能汚染地域を特定する基準として依然利用されており、同年12月26日付の原子力災害対策本部の声明にもある通り、将来の放射能汚染評価にも適用さえる²²。

これに関連して、郡山市役所に対して子ども達が年間1mSv以下の環境で学ぶことができることを保障することを求めた郡山集団疎開訴訟に対する同年12月16日付の福島地方裁判所郡山支所の決定は「被ばく量が100ミリシーベルト未満の被ばく領域における被ばく限度の基準は、被ばく量の低い領域でも低いなりの確率的影響が起り得ると仮定し上で設定されていることになる。この場合、因果関係は科学的見地からは不明ではあっても、不明であるからこそ、政策的見地から、できるだけ安全面に考慮した基準が設定されるのであり、放射線防護学においても、自然界に存在する放射線量を超えた被ばくは少ないに越したことはないとする考え方が採られるのである」と述べている。同決定は

さらに「ICRPの年間1ミリシーベルトの基準も、その意味では絶対的なものではない」と述べている²³。

より根本的な問題として、年間1mSvという基準が子どもと大人の放射能に対する感受性の違いという身体的差異を考慮しておらず、その意味で、国連子どもの権利条約が定める子どもの最善の利益（第3条）および子どもの生命・生存・発達の権利（第6条）を尊重していないことが挙げられる。

提言：

- 1) 日本政府は、可能な限り早期に、かつ2012年末まで、子どもの最善の利益および子どもの生命・生存・発達の権利の尊重を子どもの放射能被ばくに関する国家基準の見直しに適用すること。その際、放射能に対する子どもの感受性の高さを考慮し、新たな基準を国家基準を福島県内およびその他の都道府県において放射能リスクを受ける全ての者に適用し、また今後の放射能汚染地域の指定においても適用すること。
- 2) 日本政府は、出来る限り早期に、かつ2015年末までに、国連子どもの権利条約を順守した子どもの放射能被ばくに関する国際基準の見直し作業を主導すること。その際に、福島や諸外国の経験を参照し、関連する国際機関、市民社組織の参加を確保すること²⁴。

2. サナトリウム形式の、定期的・交代制の健康回復のための一時的避難プログラムを含む、福島県の子ども達およびその家族を支援するための、法的措置、行政措置その他の措置

福島の子ども達とその家族は、それぞれが置かれた環境によって異なったニーズをかかえています。指定区域から移住することを命じられた人々、放射能リスクの不安から自分の意志で移住した人々、もともと住んでいた所に住み続けている人々、移住のよって家族が分離してしまった人々、一度移住したものの、再び元住んでいた所ないし福島県下の他の地域に戻ってきた人々など、それぞれがかかえるニーズは異なっている。

これらの違いにもかかわらず、福島県下の子ども達が共通してかかえている不満の一つは、戸外で遊ぶことができないということである（国連子どもの権利条約第31条）。戸外で安全に遊ぶ権利を子ども達に保障することは緊要の課題である。しかし、そのためのプログラムに関する情報は、福島の子ども達とその家族だけでなく、福島県下の地方自治体にも十分に届いていない。移住した人々、福島に残っている人々、そして支援者（福島県およびその他の都道府県の地方自治体、企業、市民社会組織を含む）の間に情報共有と財政支援のためのネットワーク作りが必要とされている。市民社会からは、定期的・交代制の健康回復のための一時的避難プログラムが提案されている。このプログラムにおいて、子ども達は学校のクラス単位ないし学校単位で出来れば2カ月間²⁵、自由に屋



外で遊べる遠隔地で過ごすことができる。

提言：

- 1) 日本政府は、福島の子ども達とその家族が自らの意志にもとづき、避難、もともと住んでいた所に住み続ける、ないし帰還・再定住を選択する権利があることを認め、保障すること。
- 2) 日本政府は、福島の子ども達とその家族が自らの文化を学び、発展させ、保存し、自らの文化的アイデンティティを友人達と共有する権利を認め、保障すること。
- 3) 日本政府は、福島の子ども達とその家族が差別や報復を怖れることなく、自らの意見を自由に述べ、その意見が聴いてもらえるように、適切な立法的、行政的、その他の措置を講じること。
- 4) 日本政府は福島県下の子ども達に安全な環境で学び遊ぶ権利および、サナトリウム形式の、定期的・交代制の健康回復のための一時的避難プログラムを含む適切なプログラムに参加する権利を保障すること。
- 5) 日本政府は、福島県のみならず避難先での福島の子ども達とその家族の放射能リスクに関する保健・医療的措置に対して適切な補償を行うこと。
- 6) 日本政府は、福島の子ども達とその家族に影響を及ぼす全ての事柄について、彼らの声を聴き、政策決定過程に反映させるために、監視制度を含む、全ての立法的、行政的、その他の措置を講じること。
- 7) 日本政府は、講じた措置およびその成果について定期的に報告を行うこと。

3. 小学校・中高等学校のための放射能に関する副読本の改正を含む、原子力発電所事故に関する防災教育

放射能とその影響に関する正確な情報を活用できることは、子ども達とその家族が自らの健康を守るために正しい選択をする上での前提条件である。

しかしながら、福島の子ども達とその家族によって繰り返し表明されているように、そのような情報は地方自治体および中央政府によってほとんど提供されていない。

特に、2011年11月に文部科学省によって制作された小学校・中高等学校のための放射能に関する副読本は、その放射能リスクに対する不正確な記述を広く批判されている。例えば、副読本は許容可能な放射能基準を、欧州放射線リスク委員会など他の機関によって提示されているその他の基準を認めることなく、国際放射線防護委員会の勧告に基づいて100mSvと述べている。

提言：

- 1) 日本政府は、文部科学省が制作した放射能に関する副読本を可能な限り早期に、かつ2012年度末までに、子どもの最善の利益原則、子どもの生命・生存・発達の権利、子どもの自らの健康に関する適切な情報への権利を考慮し、また全ての可能な放射能リスクと（それらのリスクからの）保護のために必要な全ての手段を記述して改正すること。

15 The situation report of Fukushima prepared by the Save the Children Japan (SitRep/SCJ) attached as Annex to this submission.

16 *ibid.*

17 The five priorities are;

- 1) Schools must be safe and education must not be interrupted.
- 2) Child protection must be a priority before, during and after a disaster.
- 3) Children have the right to participate and to access the information they need.
- 4) Community infrastructure must be safe, and relief and reconstruction must help reduce future risk.
- 5) Disaster Risk Reduction must reach the most vulnerable.

< <http://www.preventionweb.net/files/globalplatform/childrencharter.pdf> >

18 The four guiding principles of the Convention on the Rights of the Child are;

- 1) Non-discrimination (CRC Art.2)
- 2) Best interests of the child (CRC Art.3)
- 3) Rights to life, survival and development (CRC Art.6)
- 4) Rights to participation (CRC Art.12).

19 Attached as Annex to this submission.

20 'When the radiation source is under control contaminated areas may remain. Authorities will often implement all necessary protective measures to allow people to continue to live there rather than abandoning these areas. In this case the Commission continues to recommend choosing reference levels in the band of 1 to 20 mSv per year, with the long-term goal of reducing reference levels to 1 mSv per year'. The International Commission on Radiological Protection (ICRP), "Fukushima Nuclear Power Plant Accident", (March 21, 2011), ICRP ref: 4847-5603-4313.

21 MEXT, "Notification on minimization of radiation levels of school buildings and schoolyards in

Fukushima Prefecture (August 26, 2011)"

22 On December 26th, NERH released "the Basic viewpoints and points for further examination on the reassessment of restricted and deliberated evacuation areas upon completion of the Step 2", in which it is mentioned that there will be three categories, i.e. the areas where return of residents will be difficult for long period, the areas where people may enter but not allowed to reside in, and the areas where preparation for residents' return should be promoted.

23 The court judgment by the Koriyama branch of Fukushima district court on December 16th 2011 about the "Fukushima Evacuate Children Lawsuit". Translated into English by Gen Morita
<<http://fukushima-sokai.blogspot.com/2012/01/court-judgment.html>>

24 The Committee to Assess Health Risks from Exposure to Low Levels of Ionizing Radiation, National Research Council concludes that the risk of cancer proceeds in a linear fashion at lower doses without a threshold and that the smallest dose has the potential to cause a small increase in risk to humans.

" Health Risks from Exposure to Low Levels of Ionizing Radiation: Biologic Effects of Ionizing Radiation (BEIR) 7th report Phase II (2006) . <http://www.nap.edu/catalog.php?record_id=11340>

The European Committee on Radiation Risk (ECRR), in its 2010 recommendations, set 0.1 mSv as the standard for the annual public dose limit. <<http://www.euradcom.org/2011/ecrr2010.pdf>>

25 Two months is based on the biological half-time period of Cesium-137, 70 days. <<http://hyperphysics.phy-astr.gsu.edu/hbase/nuclear/biohalf.html>>

東日本大震災におけるひとり親家庭の現状と支援 「第6回 東日本大震災子ども支援意見交換会」

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 宮崎 静香



11月9日に東日本大震災子ども支援ネットワークの主催による第6回東日本大震災子ども支援意見交換会が参議院議員会館1階101会議室で開催された。今回は被災地でのひとり親家庭が抱える問題を中心としたとりくみについて考えるために、被災地で子ども達の支援にあたられる岩手県、宮城県、福島県、NGOやNPO、また当事者団体から、政府・国の支援課題について、現地からの報告を受け、今後の課題も含めた情報・意見交換を行った。

当日は、衆・参の国会議員12人を含め合計94人の参加であった。

司会は、森田明美さん（東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長）と荒牧重人さん（東日本大震災子ども支援ネットワーク運営委員）。

1. 岩手県児童家庭課の 菅野啄也さんからの報告

県内の被災児童等の状況は、被災孤児94人、遺児は481人。ひとり親家庭は291世帯。

被災地では、東日本大震災中央子ども支援センターの岩手事務所が、保育所、放課後児童クラブなど現地調査を実施。また、県が「子どものこころのケア推進プロジェクトチーム」を設置。調査、報告によると保育所あるいは仮設住宅の周囲等において遊び場、遊具等が不足しており、時間の経過とともに、養育者、支援者などにストレスが表われ、保護者の不安定な状況が子どもたちにも影響しているようだ。このため、地域で子どもたちや保護者を見守る体制を強化する必要があるとの意見もある。

昨年6月から宮古、釜石、気仙（大船渡市内）の3地区に「子どものこころのケアセンター」を設置し、週1回程度、児童精神科医等による診察、相談等を実施。平成23年度の受診人員は108人、本年度は9月までで70人と増加傾向。未就学児、小・中学生が約9割を占め、長期的なケアが必要。

課題は、県内、特に沿岸部において、こころのケアに携わる医師、医療機関が少ないこと。他県から児童精神科医の方に協力を頂いている

が、今後の継続は困難。沿岸部から内陸部に避難する小・中学生が 400 人程度いるが、そうした子どもたちにも適切なケアが提供出来る仕組みが必要。

被災遺児の支援として、昨年 9 月から沿岸の宮古、釜石、大船渡の広域振興局に各 2 人の遺児家庭支援専門員を配置し、各種支援制度の周知、申請支援とニーズに応じた相談支援を実施。平成 23 年度中にほぼ全世帯を訪問し、生活状況等の把握に努めた。現在は、必要により家庭訪問を行い、先月からのアンケート調査から遺児家庭が抱える課題等を探る。相談内容は、生活、子育て、教育、住まい、将来的な不安、家族関係、高齢者の介護の問題等、非常に多岐にわたる。遺児家庭の方々からは、被災者同士が集える場が欲しい、経済的支援制度の提出書類の簡素化を求める要望がある。

以上を踏まえた本県の特徴的なとりくみは 3 点。①児童及び支援者に対する支援。子どもと接する支援者の方々への支援で、レスパイトを兼ねた研修会の開催、保育所などの行事の再開、子ども支援センターによる遊び等の支援。②地域連携による子ども等への支援。被災した子どもや家庭を様々な形で見守り、支援する仕組み。要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）を活用したとりくみでは、モデル市町村を設定、要対協に社会福祉士や経験豊富な児童福祉士等を派遣し、個別ケースの検討スーパーバイズや、要対協運営に関する助言等の支援。小児科医が要対協に 2 か月に 1 回参加し、こころのケアが必要な子どもの情報の共有や医学的見地からの助言を依頼。③ひとり親家庭への支援では、当初は各種支援制度等の紹介、市町村等と連携を

図りながら、申請支援が中心から相談支援を中心としたとりくみに移行。また、「いわての学び希望基金」による被災遺児・孤児への給付金として、未就学児等を対象に月額 1 万円を給付。本年度は、日本ユニセフ協会、新座子育てネットワークの支援で、「東日本大震災 父子家庭＋父親支援プロジェクト」にとりくみ、父子家庭支援の充実を図るため、「お父さん支援員」の養成や、父子家庭に必要な情報提供のため、沿岸の各市町村に「パパステーション」を設置。

課題は 5 点。①こころのケアの運営体制の構築。沿岸部での運営継続とともに、内陸に避難した子どもたちへの適切なケアの提供。②保育所等の本格再建。多くの NPO、団体等の支援で、仮設園舎等でほぼ保育所等は再開したが、用地の確保や新たなまちづくりの関係、小学校の整備計画との関係などから、見通しが立たない場合も。③地域での子どもや家庭の見守り体制の充実。要対協でのモデル事業を他の市町村への波及。④ひとり親家庭へのサポート体制の充実。遺児家庭支援専門員の活動、父親支援プロジェクトで養成した「お父さん支援員」の活動を継続。⑤遊びの支援の充実。被災地の子どもたちを内陸に招待する形の支援ではなく、出前型の支援、保育士など支援者のリフレッシュ等も兼ねた研修的な意味を持つ支援の充実。

提言は、①母子世帯に限定された支援である母子貸付資金、母子家庭の自立支援プログラム策定事業等について、父子家庭への拡充。ひとり親家庭の見守りや支援では、縦割りはなく、生活、子育て、教育、仕事といった様々な相談に対応できるよう包括的な仕組みと支援が必要。②本県では「安心こども基金」を活用した



様々な支援施策を実施しているが、継続的で安定した財源の確保と支援をお願いしたい。

2. 宮城県子育て支援課の 小林一裕さんからの報告

被災状況は、人的被害、死者・行方不明者も含め 11000 人を越え、仮設住宅では十万人以上の方々が生活。子どもたちの被害の状況は、死者・行方不明者合わせて 500 人以上。

震災孤児は 135 人、現在、親族里親制度により、養育されるお子さんは 135 人のうち 85 人。震災遺児は 902 人。県内で合わせて 1037 人(551 世帯)のお子さんが震災で親を亡くした。震災によりひとり親世帯が 500 世帯以上増加。児童相談所はこれらの家庭を定期的に訪問し、震災遺児家庭への支援情報等を提供。市町村、児童養護施設、里親会、警察、教育委員会等、関係機関で構成された震災孤児等対策会議を設置し、今まで 9 回会議を開催。親を亡くした子どもたちを支援するため、「東日本大震災みやぎこども育英基金」を開設し、国内外からの寄付により、今年 3 月から学齢に応じて月額給付で支援金を支給。入進学時の一時金として子どもが 22 歳になるまで、10 万円から 60 万円を支給する。

震災で心に大きな傷をおった子どもも多く、県では、子ども総合センターに児童精神科の 4 人の医師を中心とした医療チームを構成、また児童相談所の児童心理士が心のケアチームをつくり、震災直後から沿岸地域を巡回相談し、サポートにあたる。現在、月 20 日程度のペースで支援を継続。心のケアでは、県の教育委員会

との連携し、学校現場ではスクールカウンセラーが初期対応にあたり、必要なケースは児童相談所、総合支援センターにつなぐ。「子どもの心の健康サポート事業」では、沿岸部を中心に乳幼児健診の会場に県の心理士を派遣し、母子の心のケアにあたる。また、保育士を対象とした研修事業を数多く実施。国では、中央子ども支援センターが設置された。

ひとり親家庭の支援を含め、被災地域全体を支えるために、子育て環境の整備と充実が重要。被災地域では、子どもの遊び場の確保が課題。被災した子どもやその家庭等への支援を主体的実施する NPO と民間団体に対し、活動費の助成(定額補助で上限は一団体百万円、予算額を五千万円)を行い、民間との連携をすすめる。

仮設住宅サポートセンター支援事業では、沿岸地域の被災地 13 市町村に「宮城県サポートセンター支援事務所」を設置。子育て支援の団体を育成し、ネットワーク化を図る。セミナー、実践研修のワークショップ、ネットワーク連絡会など、合計 99 回を開催予定。

保育所等での利用者への支援には、「安心こども基金」を活用し、今年度 7 億円の予算を保障し、保育料の減免等を実施。認可外保育施設の利用者については減免制度が適用されないため、県の復興基金の 6000 万円ほど予算確保し、同等の支援を実施。

今後 10 年間の復興に向けた県の復興計画では、復旧期 3 年、再生期 4 年、発展期 3 年と分けてとりくむ。ひとり親家庭への支援は重点事項で、被災した子どもと親への支援、児童福祉施設等の復旧整備、地域全体での子ども・子育て支援全般に渡る。「母子自立支援員設置事業」

は、沿岸地域で従前から実施されていた父子家庭支援の充実のため、支援員を9人から更に3人増員。母子寡婦福祉資金貸付金も活用するが、東日本大震災復興緊急資金利子補給事業は、県単独事業として上乘せの制度を実施。

震災遺児の支援では、各種支援制度をまとめたリーフレットを作成し、ホームページ、関係機関に配布する他、震災遺児家庭には、直接届ける。支援の受給に必要な申請について周知する必要がある。内容は育英基金を活用した奨学金等、国の年金や労災の制度、各種の手当の制度、貸付金の制度、保育所入所の制度、就業支援制度、就業支援センター、弁護士会の制度、東北大学の心のケアの組織等について整理したもの。就業支援センターは本年度から沿岸地域での開催。子どもの心のケアは、子ども総合センターが中心のとりくみだが、窓口、関連機関についても広報する。

ひとり親家庭の支援は、被災地域全体に対する支援の枠組みの中で、関連施策を総合的に推進するため、行政だけでなく民間団体の力も借り、連携を強化しとりくむことが必要。また実施事業を継続する中で、実態把握が重要と考え、ひとり親家庭の家族構成、家計の状況、就業状況、住居の状況、各種支援制度の周知状況、希望する支援制度等について、精度の高い実態調査を追加実施した上で、課題や支援のあり方を検討し、今後の支援施策につなげていきたい。

3. 福島県児童家庭課の 鈴木通さんからの報告

本県では、震災に加えて原子力発電所による

災害が発生。県では、復興において①原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり、②ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興、③誇りあるふるさと再生の実現、という3つの基本理念を掲げる。

平成24年9月1日現在、震災孤児は21人、震災遺児は139人、合計160人。震災当初の震災孤児、震災遺児の状況の把握については、原子力発電所による災害のために情報が混乱し、震災孤児・遺児の状況や正確な数値の把握が困難であったが、関東地方の児童相談所職員の方々の支援で、震災遺児・孤児の保護ができた。児童相談所、市町村から教育や生活に関する助言、親族里親制度などの促進を行い、21人の震災孤児は現在、全員親族のもとで生活している。子どもたちの生活基盤となる遺族基礎年金、遺族厚生年金、労災補償年金といった手続きができない、全国各地に避難した状況から、支援につなぐことが困難であった。福島県震災遺児等家庭相談支援事業では、震災孤児・遺児が社会保険を手続きできるよう、福島県の社会保険労務士会に委託し、震災遺児・孤児が遺族年金等の手続き、相談等を受けられるようにし、困難な場合には、手続きの援助、代行を実施。震災後、社会保険給付は、子どもたちが遺族保障年金の受給期間が終了するまでの長期間サポートを行うため、県の社会保険労務士会に協力を頂き、今年度4月1日から独自事業としてとりくむ。東日本大震災の関係で全国、世界中から震災遺児・孤児に対して10月末現在、3119件、23億1390万8512円の寄付を頂いた。この寄付をもとに基金を設置し、遺児・孤児の子ども



たちの就学、就職において希望する進路選択ができるようにする。未就学児には、孤児は月額3万円、遺児は月額2万円。小・中学生の孤児は月額4万円、遺児は月額3万円、高校生は月額5万円、大学・専門学校に在籍する家庭は、月額6万円と支給額が増加する。

心のケアでは、児童相談所をはじめとして支援をしており、県外にいる方々については、避難した他県においても支援を受けられるように事業を構築中。

平成23年6月現在、母子家庭が2万1千世帯、父子家庭が3千世帯弱、合計で2万8千世帯前後。震災前から震災後のひとり親世帯数の推移に大きな変化はない。原子力発電所の災害の影響から、他県に避難し、転居された方々もあり、県全体では16300世帯ほど減少。ひとり親の方々には、今年3月に状況把握のためのアンケートを実施。結果では、ひとり親の年間収入は175万3千円。福島県の全世帯の平均年収が438万円と考えると、4割に過ぎない。自立のための就業支援施策が必要。原子力発電所の災害の影響を受けて、経済が混乱し厳しい状況。就業率自体は87%と高いが、パート、アルバイト、臨時職員等のいわゆる非正規雇用の方々が60%を占め、不安定な就労にある。居住形態は、アパート居住者が35%、親と同居が30%で、公営住宅の入居希望が多数寄せられており、公営住宅入居のための施策が必要。震災に関するアンケートで、震災等、原発事故で避難をしたことが原因で離婚したと回答した方が全体の1.2%。また離婚後、震災の影響で養育費を受け取れなくなった方が1.8%。理由は、元配偶者が失業という方が8割。生活上の不安や悩

みは、経済的なこと、家計の問題を挙げた方が30%、原子力発電所事故の放射線の影響を心配する方が9.7%。原子力発電所の災害で避難されている方々は、仕事ができない状況下でのストレスが問題となっており、就労に結びつけるための施策を検討中。支援の具体化を、どこで誰が主体としてとりくむのかについては、行政機関はもとより、関係機関、支援団体、県民と一体となり、具体化にとりくみたい。

4. 新座子育てネットワークの 坂本純子さんからの報告

現在日本ユニセフ協会と共に、父子の問題での活動実績を活かし、「東日本大震災父子家庭＋父親支援プロジェクト」にとりくむ。現在、被災遺児は生活・教育・成長の場面において、成育環境の危機に直面。日常的に母親が主に子育てや家事を担う日本社会で、深刻な課題だ。子育て＝母親、ひとり親家庭＝母子家庭というとらえ方をされ、父子家庭には、制度や資源が貧困で、支援体制も欠如し、父親支援のノウハウの社会的共有が大変遅れている。父親の子育てに対する向き合い方を改めると同時に、私達が行ってきた父子家庭や父親支援のプロジェクトを、新たな災害が起こった際に基本メニューとして活用できるよう整備が必要であり、これを一つの提言としたい。

岩手県では、遺児家庭支援専門員が設置され、地域にひとり親家庭担当の専門員が置かれ、負担を抱える家庭は、同じ専門員による様々な支援を受けることが出来る。しかし、専門員の数は十分とは言えず、一人の支援員が多くの家庭

を担当する。この制度は、安心こども基金を活用したため、県として国から支給された交付金を100%活用可能だが、財源の安定性に欠ける。プロジェクト実施にあたり、父親支援全体の底上げをしながら、最も課題の大きな父子家庭に迫ることを考えた。宮城県では、昨年の8～12月までに父親支援に活用できる支援のリストアップを実施。制度上「ひとり親」という言葉は父子、母子ともに使えるが、制度の名称は「母子〇〇制度」のように「母子」という冠が付き、一般の人、また支援者に分かり辛い。徐々に改良されてきたが、父親が一目で支援情報が理解できるよう冊子を作成・配布、支援員にも重要な手元資料となった。加えて、父親が子どもとの生活に必要な情報を掲載したガイドブックを作成し、同時に父親たちに関わる支援者への研修会を実施した。宮城県では107人が参加。岩手県では、県の沿岸広域振興局保健福祉環境部をはじめ、地域子育て支援センターや保育園、自治体担当課などに、父親の子育てを支援するスタッフを配置し、地域の情報や専門の相談機関を紹介するパパステーションを14か所設置。多くの父親は子育て支援は、自分は対象ではないと認識していた。岩手県では、その認識を変えるために、ステッカー表示やシールを付けた支援員や遺児家庭専門員がいることで、プロジェクトが有効に機能した。

父親へのアプローチの仕方は、母親への場合とはかなり異なり、父親が子どもに向き合おうとする時、適切な支援の経験談や情報を提供。これらが日常的に行われ、父親への支援が子育て支援の分野で構築されること、地域での子育てを通じ、様々な活動で父親たちが集う場面を

作ることが必要。日本ユニセフ協会からの助成で、地域の支援員の方々と父子家庭の父親とをつなぐ活動を実施。

福島県では震災以降、離婚が増加したと報告があったが、母子分離、母子避難の家庭は増えており、そうした家庭に対しての支援を計画・実施中。埼玉県では、関東圏に避難する家庭への支援として「ふくたま結プロジェクト」として、仕事のために福島に残る父親が避難する家族に会いに行くための交通手段としてのバスを提供、母子たちの待つイベント会場まで来ていただき、交流を行い、父親はバスで福島へ帰るというものを企画。分離して暮らす家族が再会するために必要な交通費は、深刻な経済的負担をもたらす。父子家庭だけにとどまらず、家族が離ればなれとなり、母子家庭、父子家庭になるリスクを抱える家庭への予防策の視点から事業を今後も実施していく。

5. インクルいわての 山屋理恵さんからの報告

東日本大震災を機に、岩手県にはなかったひとり親支援団体であるインクルいわてを立ち上げ、活動開始から1年あまり。メンバーは弁護士、助産師、精神保健福祉士、支援員、相談員、当事者、一般市民と様々、震災前後から公私にわたり連携してチームを作ってきた者や、当事者の男性スタッフという全員が現場の人間で構成。時間に余裕のないひとり親の父親と母親のために、ワンストップで相談できる仕組みだ。

ひとり親家族の抱える問題は、複雑に絡み合い、子どもの成長や親の年齢により課題は変化



するため、総合的な視点で当事者を含めた多くの支援が必要。一律に向けられるかわいそうという眼差しや、ひとり親に対する差別や偏見は子育てする父親や母親の喪失感や孤立感を高める。一方、ひとり親家族が課題と格闘して新しい世界に踏み出す時、親が輝き、ひとり親を支える子どもたちの優しさやたくましさを感じることも。

我々の3.11をひとり親家族の包摂の始まりにしようという呼びかけ、「しんぐる・まざーず・ふぉーらむ」や、関係機関や行政の方々など、県外の多くの支援者の協力を得た。

支援は一方通行ではなく、互いが支え合いながら動いていくもの。震災により変わった家族の形も、自ら選びとった生き方も、多様性を認めて支えあう必要がある。しかし、残念ながら、今の日本の家族制度は、人々を支え合うことを包摂する仕組みではないために、ひとり親の抱える貧困や差別問題は深刻だ。例えば日本全体の貧困率が16%だとすると、ひとり親家庭の貧困率は50%前後。日本のひとり親の就業率は80%以上と世界で最も高いが、非常に収入が低く、世界一のワーキングプア。日本のひとり親家庭の子どもは、OECD加盟国の中で一番の貧困だ。電気ガス水道料金が経済的な理由で未払いになったことがある世帯は、一般家庭では4～5%だが、ひとり親家庭では16～18%と非常に高い。また、医療を受けたくても金銭的・時間的な制約により、受診のできない場合が一般家庭と比べて高く、子どもたちの健康格差にも直結する。

震災による遺児・孤児支援については、「いわての学び希望基金」の設置や、被災遺児家庭

支援相談員の配置などの支援を通じて行政によるとりくみが行われ、あしなが育英会などの民間団体も親を亡くした死別遺児への支援を実施。しかし、死別ではない母子世帯、震災や原発事故による影響で、離婚してひとり親家庭となった家庭については、震災後の支援が行われていない。被災した母子家庭に関する公的な調査もない。インクルいわてが独自に実施した聞き取り調査によると、沿岸被災地はひとり親に対する偏見や差別がもともと多く、離婚を子どもに話していないケースが実は少なくない。被災により、子どもたちの生活や学習環境が一変し、遠隔地の他の学校に通学したり、部活が続けられなくなったり、通学に長時間がかかるようになったことで、家庭での学習時間が減少し、親は学習能力の低下を危惧する。仕事の関係で内陸に避難することが出来ない親は、子どもと一緒に過ごす時間が取れず、被災地で子育てをする中で、子どもの発達やトラウマに対する心配などから、非常にストレスを抱える。

今後の課題について、①居場所づくり。差別や偏見の大きい沿岸でシングルマザーとして生きる上での困難を語れる場、当事者や支援者との関係性を構築でき、癒しや休息の機会が持てる場をつくること。②就労に届く一歩手前の人達に対して、長く就労するための力を強化する中間就労支援。インクルいわてでは、インクルームという就労支援ルームを設け、母親たちへの就労支援を実施。③支援者の在り方。ひとり親家庭が求めているのは、単なる支援をしたり、されたりする関係ではない。インクルいわてではメンバー全員が、当事者と同じ気持ちと立場で活動。今、被災地では専門家のいる相談窓口

を設置しても、誰も来ない。④ひとり親家庭の女の子とのつながり。特に女の子の場合、成長の段階で男親に話せないことや、母子関係が悪いつきに相談出来ないといった事がある。こころとからだを大切にすることは、望まない若年妊娠や性非行を防ぐことにつながる。インクルいわてでは、助産師や年齢の近いスタッフの力を借り、中・高校生の相談会を開催。

現在、厚生労働省が「よりそいホットライン」という電話事業を実施。被災地優先でフリーダイヤル、24時間、誰がどんなことでも相談できる。被災地の子どもたちからの相談も多く、中には布団をかぶったまま、親にも誰にも言えない相談がたくさん寄せられる。

6. しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島 の遠野馨さんからの報告

福島は、震災による原発事故のために甚大な被害を受け、多くの方が避難。平成24年10月現在、総避難者数は16万人、自主的避難者数は6万人で、特に隣県の山形県には多数が避難。震災後の母子家庭の状況だが、震災直後は本当に混乱した状況で、食料品や生活用品が確保できず、多くの方が用水を確保するために外で行列に並んでいた時に原子力発電所で爆発事故が起きた。ガソリンスタンドは閉鎖し、ガソリンはなく、交通機関もストップしたため、県外に避難したくてもできない人がたくさんいた。正確な情報を掴めず、本当に原発は大丈夫なのか、このまま福島に居ても大丈夫なのか、不安な日々を送った。そんな中、子育て中の母親には職場から自宅待機の指示が出され、中には5

月末まで自宅待機せざるをえなくなった方も。休んでいる間の生活の保障は、職場からは一切なかった。県では年間就労収入が175万円と、もともとが貧困状態で、震災原発事故により、更に収入が減少。平成23年度の全国母子世帯等調査によると県では、パートやアルバイトに就く親の比率が60%、多くはパートアルバイト、更に仕事をダブル、トリプルと掛け持ちする状態。多くの方々が、サラ金からお金を借りるしかない状況に。自宅待機解除後も、旅館やホテルにパート勤めしていた方も多く、旅館が避難所になったり、震災で建物が壊れて廃業したり、風評被害で客が減り解雇された人もいた。仕事の職種の多くは、土木関係、除染で、女性が仕事に就くのは難しく、生活再建のための資格取得に必要なのが、高等技能訓練促進費事業。実際にこの制度を利用し、特に看護職を目指す方も多い。

提言は、①被災地のひとり親家庭の生活再建のため、高等技能訓練促進費事業の被災地枠を設け、高等技能訓練促進費用を月額15万円に増額し、就学期間の全期間にわたって給付してほしい。②現在、「安心こども基金」から支出されている予算を、通常予算からの支出としてほしい。③高等技能促進費を所得とはみなさず、課税の対象外としてほしい。④父子家庭にも支給してほしい。⑤入学金の準備が出来ずに諦める方が多いため、高等技能訓練促進費と共に、母子寡婦福祉貸付金の訓練習得費の貸し付けを希望する人には、連帯保証人がいない場合にも、貸付をしてほしい。⑥高等技能訓練促進費事業の就業期間を2年から4年まで延長してほしい。⑦対象となる資格に希望者の意見を取り入れて



ほしい。低線量のひばくをうけながらも、福島に残り生活する選択をした自分たちが正しかったのか、多くの方が不安を抱き生活している。

被災した女性のために今年の6月からしんぐるまざあず・ふおーらむ・福島が県の協力により郡山市内に福島女性支援センターを開設。手仕事の就労支援と茶話会を実施し、参加する女性の多くが、福島で生きて行こうと、毎日がんばって商品を作り、県外に向けて販売中。今後の活動としては県外の方に福島県の状況を発信しながら、県内に住むすべての母子が安心して笑顔で暮らせる支援を今後も続けることだ。

7. 全国父子家庭支援連絡会・宮城県父子の会 村上吉宣さんからの報告

震災発生後、私達は、子育て支援＝女性支援だという社会通念と闘うことに。メディアで掲載される情報は全て母子家庭支援であり女性支援。行政からの支援情報も「母子家庭等」、「お母さん方」といった表現に留まっていた。最初に着手したのは、政府に向けた政策提言および被災市町村議会に対する政策提言。その後、全国で父子家庭への支援拡充を求める意見書が採択された。22の都府県議会、102の市町村議会で採択するに到り、政府へ届けられ、厚生労働大臣や復興大臣にも直接要望書を提出。目的とすると何十年も継続した支援が必要な被災地で「父子家庭も支援の対象である」と認知してもらうには、国の法律を変え、現地の地方行政が母子父子共に提案できる支援制度を増やす必要がある。

あしなが育英会によると、東日本大震災における遺児世帯の総数1206世帯のうち、36%が父子家庭で、その約7割の自宅が全壊。父子家庭と母子家庭の一番の違いは、父子家庭である男性は世帯主になりやすく、債務を負って父子家庭になるという性質を持つこと。今回の、津波被害により住宅や仕事を失っても、子どもたちのタイムスケジュールに合わせて仕事を選択するため、収入は激減。再就職も困難な上に、自宅や車を失った後も債務の支払いは変わらずに続くため、義援金や災害支援金は当座の支払いや生活費に消える。貯金が尽きたら自己破産するしかない状態に。父子家庭には、経済就労、技能修得、雇用促進事業などの支援自体がそもそも存在しない。隠れ貧困世帯が存在するのも、父子家庭の特性。

東日本大震災における遺児年齢については、就学前と小学生、一番手のかかる時期の子どもが43%。子どもを預けられる時間帯のタイムスケジュールに合わせた働き方を見直す必要がある。しかし、このような状況の中で、債務を返済して、生活を維持していけるだけの収入をどう確保するのか。働き方の見直しを緊急に迫られるのがひとり親だ。

「今」必要な支援と「これから」必要な支援とで分けて提言したい。

まず「今必要な支援」だが、①必要な支援の方向性、就労支援、技能習得支援、雇用促進事業を父子家庭への拡充。父子家庭は、職場、子育て、行政支援、地域コミュニティ等で孤立状態。2014年の4月から遺族年金が父子家庭に拡充されたが、あと2年間は何の支援もない。②母子自立支援員、子育て支援関係者について、父

子家庭も支援対象者であることの周知や教育の徹底が必要。平成 20 年に父子家庭も支援の対象となったが、まだ認知度が低い。③車や収入認定などの生活保護受給者の規制緩和。東北の特性上、職場通勤などで車は必要。④四つ目は、支援情報を告知する際、「お母さん方」「母子家庭等」で表現される。「ひとり親」と表現し告知の徹底が必要。

「これから必要な支援」の方向性であるが、①父子家庭が抱えるジェンダーバイアスの問題を解決することが必要。②男女共同参画事業の父親に対する「親業」の意識啓発の周知が必要。親業とは何かを、父親たちに学んでもらう意識啓発を行うことで、「子育てをしながら働きやすい社会」に向い、父子家庭にとっても働きやすい社会に一步近づくことが出来る。③母子家庭のみを対象とした「ひとり親支援制度」である母子及び寡婦福祉法の改正。今後、災害が発生した場合、行政支援上の孤立を生まないためにも、法改正が必要だ。

8. 厚生労働省、文部科学省、内閣府、復興省の皆さんからのご報告

厚生労働省雇用均等児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室の三村さんは、自治体や民間団体の立場、ひとり親支援について、政府一丸となり推進していく立場にあり、現場で情熱と行動力を持ち支援されている方々のお力を頂きながら、より良い制度にしていきたい。特に、父子家庭対策は、児童扶養手当の父子家庭への拡充など、厳しい経済状況の中、正規雇用率の

低いひとり親の現状を踏まえていくことも大切だが、現状を維持することも大切とした。

文部科学省初等中等教育局児童生徒課の春山浩康さんは、文科省としては子どもたちの将来の学びをどう確保するか、ひとり親については、いろいろなデータからも困難な状況が読み取れる。どのような子どもでも将来のために、学ぶことができるよう、就学支援、スクールカウンセラーによる心のケア等を引き続き行い、ニーズがある限り、支援を継続したいと述べた。

内閣府男女共同参画局の大山研二さんは、現場の声を聞きながら、被災三県を中心に働き掛けを行い、被災地にも職員を派遣して支援を行ってきた。父子家庭の孤立の問題を踏まえ、男女共同参画の視点からの女性と男性の問題、子育ての問題など、今年度マニュアルを作成し支援を実施していきたいとした。

復興省の久住和弘さんは、被災地に寄り添い支援をされる皆さんの意見に感謝すると同時に、先生方のコメントや当事者の皆さんの意見を尊重し、各省庁足並みをそろえて支援にあたりたいと述べた。

9. 国会議員からの発言

これまでも意見交換会の開催にご尽力頂いてきた民主党参議院の大河原雅子議員は、ジェンダーバイアスによる父子家庭問題について触れ、父子家庭については、民主党政権成立後、児童扶養手当が父子家庭にも適用されるよう、即時実現してきたが、震災により父子家庭となった方々には十分に情報が伝わらない、または支援につながり辛いといった状況があっただ



ろう。行政や地域でご活躍頂いている NPO の皆さんに感謝を申し上げたい。民主党は、党子ども・男女共同参画調査会（政調会に位置付けられている調査会）で、今日の資料も参考とし、被災地出身の議員も必死になってとりくんでいるので、ぜひ声を掛けて欲しいと述べた。

みどりの風参議院の谷岡郁子議員は、民主党時代に「子ども・被災者支援法」を何とか実現することができたが、十分な被災者の支援ができていない。被災者自身が抱える困難な問題への支援が見失われがちである。求められるニーズに合わせた支援を行う必要がある。役所に担当者がいない場合、支援にとりくむことすらできず、担当部署から決める場合も。「子ども・被災者支援法」をより実践的に使えるようにするために必要な課題を、この意見交換会で教えた。設置法に復興大臣は他の大臣に、復興庁と相談・調整を行った上、必要な時に各省庁が動かない場合には、勧告を行うことが出来ると明記されている。県・自治体の皆さんからも、復興省へは、必要な事項については勧告を出すよう、要請して欲しいと述べた。

みんなの党参議院の川田龍平議員は、「子ども・被災者支援法」の成立のために尽力してきたが、議員立法であるため、予算を伴う場合は、更に多くの衆議院・参議院での賛成する議員の数が必要となる。2 月中に予算に関する基本方針が政府から出される予定だが、私たちは政府からの基本方針を待つのではなく、どのような基本方針にするべきかを、国民側から出していくことが重要だ。ブログで皆さんの意見を募集しているので、ぜひ意見を頂きたい。父子家庭、母子家庭の問題は法律ができたが、この法律が

機能するよう、現場からは意見を出して頂き、国会、地方議会の議員、国の政府へと届けていかねばならない。

国民の生活が第一参議院の姫井由美子議員は、本日あらためて、震災とからめて、父子家庭の方々への支援の必要性を理解し、シングルマザーの方々のお話も伺うことが出来、大変参考となった。今年 6 月に大船渡で、身寄りのない子どもたちが入所する孤児院を訪れた。また、私の身近な友人で、母と子どもでいわきから東京に避難されている方もいる。政府には、縦割りではなく、一つひとつ根気よく対処して頂きたいと述べた。

10. まとめ

最後に森田事務局長は、今回の意見交換会をもとに、東日本大震災子ども支援ネットワークとして、ひとり親家庭に対する今後の震災に関わる支援の要請を行う必要があると述べた。

被災三県からは「安心こども基金」の安定的運用を求める声が大きい。4 省にお越し頂いたのは、県と基礎自治体、NPO 市民社会の活動団体、当事者の声に基づいた使いやすい制度を作って頂きたいからであり、この貴重な議論の内容をぜひ省庁でご担当の方々には持ち帰りご検討願いたいとした。

母子家庭、父子家庭という表記については、現在、ひとり親家庭という概念が使われるが、ジェンダーバイアスの一つの象徴であり、被災地でのひとり親の暮らしにくさが伺える。

意見交換会も第 6 回目を迎えることが出来た。国会議員の方々が、子どもたちへの支援を

超党派で支得ることの共通の理解や認識が出てきたことは、我々のとりくみの積み重ねにより、信頼関係や成果が少しずつ生まれてきたと実感する。市民社会の持つ力は小さいが、力を合わせれば、大きな力となる。被災地の子どもの問題は深刻化しており、今後も課題を共有しながら、おとなの社会に何ができるか、支援のとりくみの手をゆるめずに頑張っていきたい。

こうして、第6回の意見交換会では、貴重な現地からの報告や市民、省庁、国会議員の間での率直な意見交換が行われ、充実した雰囲気の中で幕を閉じた。



第13回「子どもの権利条約具体化のための実践」
助成事業報告「がんばろう！つばさネットワーク」の
活動

大阪府立北摂つばさ高等学校 藤井 伸二

はじめに

2001年9月11日の世界同時多発テロと並んで、2011年3月11日の東日本大震災は、きっと歴史に刻まれる出来事となるのであろう。震災から4日目の3月15日の終業式で学校長が「生徒も教員も震災復興に向けて、それぞれができることをやりましょう」と語り、生徒会が校内で在校生相手に募金をしていた。「もっとなんかせな、あかんと違うん？」一部生徒が教員に訴えていた。

Ⅰ 生徒の「何かせんと」に
大人として応えたい

日本社会を根幹から揺さぶるような大震災に対して、筆者は教員や生徒という制約をはなれて協力する仕組みを作らないと活動は難しいと直感的に思いつつも日が過ぎていった。3月末に筆者の関わる特定非営利活動法人国際交流地域実行委員会¹の森川正理事長から「復興支援に使うように」と16万円の寄付金を委託された。どう使うか考えているうちに、筆者は大学院²の同級生に誘われて、4月9日、大学院の柏木宏教授の主催する支援グループ³の会議に出席した。

これが転機となった。家族が被災された都市共生社会研究分野の4期生、坂口一美さんの出身地、気仙沼を支援するという会議が終わった後、「高校生は参加できますか」と聞くと、坂口さんから即座に「大丈夫です。必ず私が活動をコーディネートします」と返事をいただいた。筆者は委託された16万円を元手に5月2～5日の日程で高校生を連れていくことを決断し、翌日、バスを予約した。

Ⅱ 被災地訪問を学校主催の
行事にしない

筆者は国際交流のボランティア活動を基礎にしたNPOの結成に関わった経験から学校外部の任意団体「がんばろう！つばさネットワーク」を作ることにした。住所と会計を学校から独立させるために、代表はPTA初代会長の松野雅一氏に引き受けていただいた。会計は国際理解の授業に来ていただいている茨木のNPO素材探検隊理事長の田中正之さんをお願いし、会の通帳を作っていたいただいた。会の規約を作り、ホームページにアップすれば、組織のコアの部分は出来上がる。自分も責任をもつ、という覚悟を示すために筆者が事務局長となった。

教員が参加している地域の任意団体の主催で

被災地訪問が提案され、参加者募集のチラシ配布を学校長が依頼された、という枠組みを作った。学校から独立した組織と活動を作ることで、高校生の被災地訪問を可能にしたのである。

Ⅲ 「がんばろう！つばさネットワーク」の成果

大阪府立北摂つばさ高校の保護者の有志、地域の有志、教職員、生徒で「がんばろう！つばさネットワーク」を立ち上げ(20110422)、震災 53 日後で余震も頻発している連休に高校生 29 人を含むボランティア 44 人で気仙沼を訪問し、避難所の清掃、たこ焼きの提供、公園 2 カ所のヘドロ除去、気仙沼高校での交流を実施(20110502-05)した。この実績で、支援の会が窓口となり大阪府「新しい公共支援事業」補助金を獲得することができた。

今度は復興支援を契機とした学校・地域の協力体制を構想して、近隣の自治会(玉島地区、水尾地区)に協力を求めたところ、快く応じて頂き 2,700 戸に回覧板でビラを配布、ホスト家族を募集して、心身を癒やしていただこうと気仙沼高校生徒 11 人を大阪に招待し交流を深めた(20110803-05)。

2011 年 12 月には高校生 16 人を含む 30 人で気仙沼現地ボランティアを敢行し、老人ホームでの交流、カキの養殖イカダの復旧作業、気仙沼高校との高校生交流などを実施した(20111222-26)。

2012 年度も高校生 27 人を含む 45 人で 5 月の連休に気仙沼ボランティアを実施し、養殖イカダの復旧作業、高台移転用の土地確保のため

の雑木廃棄作業、宮城県本吉地区 5 高校生徒会など 86 人との交流を行った(20120502-06)。

2012 年 6 月には二つの連合自治会の協力で近隣 4,500 世帯への全戸配布によってホスト家族を募集して、気仙沼・志津川高校の生徒会 13 人と全国大会で神戸に来ていた気仙沼高校ダンス部 27 人の合計 40 人の生徒と教員 4 人を受け入れホームステイをしていただき交流した(20120810-12)。

以上のように、20110422 に発会した「がんばろう！つばさネットワーク」は学校・行政から独立した任意団体として 1 年半の間に、気仙沼訪問を 3 回、気仙沼からの高校生受け入れを 2 回実施した。その間に北摂つばさ高校の内外で変化が起きてきたのである。

2 回の気仙沼からの高校生の招待については、「がんばろう！つばさネットワーク」が主催団体であり北摂つばさ高校は支援の会と共に共催団体となった。これは松野雅一代表の共催依頼を受ける形をとって、2011 年 6 月 16 日の職員会議において教員 7 人の連人で提案し採決、承認された結果である⁴。その背景には生徒の営み、マスコミ報道で喚起された市民的関心の高揚があったと考えられる。

1 年半の全ての企画の前には、阪急茨木市駅前で義援金と支援金の二種類に分けて募金活動を実施してきた。参加者は大阪府下 6 高校の生徒を含めて延べ約 1,500 人となっている(2011 年 10 月のアンケート回答者をのぞく)。(表 1)

これら高校生の活動はマスコミに積極的に取り上げていただいた(表 2)ので、そのことが市民的関心を喚起したと考えられる。近接する玉島・水尾の連合町会による協力は 2012 年



8月盆明けにも実施され、気仙沼支援活動の写真展のピラとして、北摂つばさ高校文化祭の案内チラシ4,500戸に全戸配布していただいた。2012年夏にむけて茨木ローズ・ライオンズ・クラブから34万円の支援金の寄付の申し出を頂き、また「子どもの人権連絡会」から10万円を助成していただき、受け入れ経費として活用させていただいた。

以上の成果を元に北摂つばさ高校はユネスコ・スクールに登録・認定され(20120702)、府下18校と連携が可能になる等、震災復興支援を軸にした社会貢献は北摂つばさ高校のスクールカラーになる可能性があるかと筆者は考えるのである。

表1

2011年度 日付	活動内容	参加者数
20110311	(東日本大震災発生(地震、津波、原発事故))	
20110422	がんばろう! つばさネットワーク発表	35
20110424	茨木市駅前街頭募金(20110502と合計2回)	80
20110502-05	気仙沼現地ボランティア(役員1名、つばさ生29名、教員8名)	48
20110711	大阪府教育長表敬訪問(役員2名、つばさ生8名、教員5名)	15
20110713-22	茨木市駅前街頭募金(13,15,21,22合計4回)	135
20110803-05	気仙沼高校生の大阪招待(役員1名、生徒11名、教員2名)+送迎・交流の北摂つばさ高校生生徒	195
20110910	文化祭での現地ボランティア、大阪招待の写真展示	60
20111001-20	北摂つばさ高校生生徒・保護者アンケート実施	753
20111111	国連安保理 外交官 川端清隆氏による特別授業を後援	120
20111214-22	茨木市駅前街頭募金(14,15,19,20,22合計5回)	135
20111222-26	気仙沼現地ボランティア(役員1名、つばさ生9名、教員3名)	30
20120424-0502	茨木市駅前街頭募金(0424,0427,0502合計3回)	210
20120502-06	気仙沼現地ボランティア(役員1名、高校生27名、教員4名)	44
20120712-0804	茨木市駅前街頭募金、茨木フェスタ、水尾祭り(0712,13,17,18,30,31および0803,04合計8回)	130
20120810-12	気仙沼高校生の大阪招待(生徒40名、教員4名)+送迎・交流の北摂つばさ高校生生徒	155
20120908	文化祭での現地ボランティア、大阪招待の写真展示	70

2215

表2

月日	新聞・雑誌への掲載とTV放送 太字は全国放送
20110426	毎日新聞「GWは被災地支援」掲載
20110505	TV大阪「NewsBIZ」で気仙沼ボランティア放映
20110506	TBS「ひるおび」で気仙沼ボランティア放送
2011106	ボランティア大阪 No.64「大阪の高校生、気仙沼へ」掲載
20110606	解放新聞大阪版「生徒29人、教員6人が気仙沼で支援活動」掲載
20110610	読売新聞「できることを懸命に」掲載
20110724	読売新聞「気仙沼の高校生を招待」掲載
20110803	毎日新聞「粉モンの縁」掲載
20110804	読売新聞「新世界 元気のおすそ分け」掲載
20110806	朝日新聞「高校生ら真心交流」掲載
20111218 ※	読売新聞(東京)「お母さん思ってる生きる」掲載
20111220	読売新聞「被災地支援へ 生徒ら街頭募金」掲載
20111221	毎日新聞「気仙沼を支援へ 募金活動」掲載
20111222	高校生活「震災復興ボランティアに参加して」掲載
20111223 ※	読売新聞「母への思い胸に 前へ」掲載
20111224	朝日新聞「温かな年越し お手伝い」掲載
20120319	読売新聞「被災後の訪問 心の支え」

※は同じ記事

毎日新聞3回
読売新聞6回
(+東京1回)
朝日新聞2回
他紙誌3回
TV放映2回

- 1 特定非営利活動法人国際交流地域実行委員会（大阪市東淀川区、理事長 森川正） 1992 年以來の大阪府立柴島高校の日米人権教育交流を支援すべく 1995 年設立、2004 年 NPO として登記し、日米マイノリティ交流を軸にして活動中。
- 2 大阪市立大学大学院創造都市研究科都市政策専攻都市共生社会研究分野（8 期生、2012 年 3 月修了）
- 3 共生社会東日本地震被災者救援・支援の会（理事長 柏木宏 大阪市立大学大学院教授） 以下、支援の会。
- 4 共催の決定は、大阪で募金や送迎の活動に参加する生徒の保険、折衝に伴う教員の交通費のため提案した。2011 年 7 月 13 日の募金中に女子生徒が軽い熱中症になった（同日中に回復）が、職員会議での承認があったので、スポーツ振興センターの保険適用を申請することが可能となった。

IV 独立性をもって 教育労働者の三側面を活用

今回、「つばさネットワーク」結成の際に、組合の分会長に役員メンバーをお願いした。気仙沼ボランティアを展開するにあたっては、万全を期していても、何が起こるか分からない。何かあったときには、団体の性格から校長や教育委員会に頼むことはできないが、組合員（著者）が関わっている活動なので、分会長（組合）は何らかプラスに作用する可能性がある、と考えたからである。

筆者は 2011 年 4 月 10 日、前日の支援の会を受けて、学校長に「任意団体を作って、生徒を気仙沼に連れて行こうと思います。校長先生に迷惑を掛けませんので、黙認お願いします」と「相談」した。校長から即座に「よし、わかった。気づけてやってくれよ」と言っていた。このように、組合も管理職も協力的に関わっ

てくれたのである。

その理由は以下のようなことだと筆者は考えている。「がんばろう！つばさネットワーク」の活動は、①行政の規制を乗り越えるために、②行政から独立した組織と活動を展開し、③行政を補完すること、であり、この活動を可能にしているのは（1）教育プロパーの職務の特性を生かしつつ、（2）教職員組合員であることによる独立性をもって、（3）地域住民の市民活動として展開する、という教育労働者の三側面を活用することなのである。

おわりに

「がんばろう！つばさネットワーク」の組織と活動は震災復興をテーマに据えた地域教育運動であると筆者は捉えている。大震災のあとの終業式での校長からの檄、生徒からの訴えに対して筆者なりに応えてきたつもりである。この活動を通して筆者は発信したい。教員は教員のポジションだからこそ果たせる大きな可能性をもっている、と。



YM (気仙沼高校ダンス部)
2012年8月12日(日)

今回 私たち気仙沼高校ダンス部を大阪に招待、そして手厚いご厚意頂きありがとうございました。ユースフォーラムは震災についてということで、あの場で私たちの「輪廻」を披露でき、大変嬉しく思いました。ただ見るだけではなく震災の現状、作品を通して何か忘れかけていたものを得ていただければ幸いです。高校での交流会にも参加させて頂きました、たくさんの出会い、意見交換ができました。私自身も改めて客観視して被災地を見つめ直す機会にもなりました。感謝しております。ありがとうございました。

YY(北摂つばさ高校)
2012年8月12日(日)

私は、参加するのが今回が初めてでした。気仙沼高校、志津川航行の皆さんと交流できて本当に良かったです。今までは話を聞いたりしていただけて参加しようなんて思いませんでした。でも、今回参加してユースフォーラムでの報告会や皆さんと話せて本当に良かったし自分の中での東北への思いが強くなりました。今後、是非機会があれば気仙沼高校や志津川高校に訪問しに行きたいと思いました。そして、気仙沼高校、志津川高校の皆さん今回は本当にありがとうございました。短い期間でしたが皆さんと話せて本当に楽しかったです。ありがとうございました!!

大阪 = 宮城の交流 (20120810-12)

参加生徒の感想 (一部)

MS(志津川高校)
2012年8月12日(日)

今回は気仙沼高校だけでなく志津川高校も交流会に参加させていただきありがとうございました!最初は大阪に行くのがとても不安でした。でも皆さんとても優しく積極的に私たちに話しかけてくれたので嬉しかったです。また、ホームステイ先のご家族も優しく面白い方々だったので充実した日々が過ごせました。

ここまで私たちが楽しめたのもつばさ高校や現地の方々が色々準備やボランティアをしてくれたおかげです。本当に感謝しています!今度宮城県に来るときは南三陸町にも是非来て下さいね!その時は私たち志津川高校生徒会一同全力で歓迎します!3日間本当にありがとうございました!これからも志津川高校をよろしく願います!

KS(気仙沼高校)
2012年8月20日(月)

こんにちは。気仙沼高校二年のKSです。大阪二回目の訪問だったのですが、やっぱり大阪暑い!!

でも、そんな大阪がいい!!という感じでした。二日目のユースフォーラムでは、発言する機会を与えていただきありがとうございました。口下手なので、上手く伝わらないところも多々あったと思いますが、私自身とても楽しくやらせていただきました。本当にありがとうございました。そして、宝塚やばかったです!!元々ミュージカルとかが好きなので、すごく感動しました。今度は自腹で見に行こうと、友達と話しています。今回大阪で色々な体験をさせていただきました。

募金とか、初めての経験でした。経験できて良かったです。私達が大阪に行くにあたって、私達の知らないところで沢山の人が協力してくださったことと思います。その協力を無駄にしないよう、気仙沼でもいろいろと活動していきたいと思っています。今回ホームステイさせていただいた上野さん。本当にありがとうございました。とても楽しい時間でした。また会いたいです。そして、忙しい中会いに来てくださった佐久間さん。今年も会えて本当にうれしかったです。プレゼントまでもらって、本当にありがとうございました。この三日間本当にありがとうございました。今度気仙沼に来るときには精一杯交流ガイドさせていただきます!!これからもよろしくおねがいします!!

Report

5

第13回「子どもの権利条約具体化のための実践」 助成事業報告

感じる、考える、そして行動する —未来への証言—

高校生1万人署名活動実行委員会・岩手高校生の長崎平和活動派遣団

団長 小野寺 育郎



高校生長崎平和活動に参加する岩手実行委員会のサポーターとして参加させていただきました。8月6日から9日までの4日間、意外にきつい日程にもかかわらず、高校生が平和への思いを込めて元気に活動できたことを喜びたいと思います。

3・11以降日本人の考え方が変わったと言われています。「言っても仕方ない」から「言って変えなきゃ」と行動する日本人が増えたといわれています。この高校生平和活動はまさに「言って変えなきゃ」という運動です。私たち大人は、この高校生の活動をしっかり受け止めサポートしていくことが、3.11以降の日本を変える大きな力になるのだという思いを強くしました。

派遣団に参加した子どもたちの声

宮古高校3年生

私は今回、高校生平和大使や同じ意志を持つ同年代の人たちと共にこの活動に参加することを決意しました。また私の要望により、宮古で実行された署名活動を通して、平和に対する考えや思いが強まったのと同時に岩手にも多くの仲間がいるということを知ることができました。それから長崎での活動を知りました。岩手だけでなく全国の人と関わることでプラスになるかもしれない、多くの人の意見を聞きたいと感じるようになったことが一番の志望理由です。

初日は一人だけ三年生ということでもとても不安でしたが、一緒に参加した子たちがとても良い子ばかりで、みんなすぐに仲よくなれました。2日目の核兵器廃絶 2012 平和大会で初めて全国の同じ志の子たちと触れ合うことができました。そこで初めて被爆地の高校生と、岩手に住む私たちの意識の高さの違いに気づかされました。3日目の「ピースブリッジ in ながさき」で岩手のメンバーが各地での活動報告を行いました。宮古でも温かく署名活動してくれた方々がいるということを全国の人に自分の口で伝えられたことは良かったことだと思います。



4日目の若者早朝集会では私たちで日本、世界へ平和の祈りを発信することができたのではないかと思います。

この4日間は人生の宝物になったと思います。自分が思う平和に対しての思い、そして同じ気持ちを持つ仲間と平和に関する活動に参加できたこと。本当にとても素晴らしい経験をさせていただきました。平和への思いは全国共通なんだなということを実感しながらもやはり、気になるのは、核兵器や平和への意識の差です。私たちは東日本大震災を経験し、命の大切さを痛いくらいに肌で感じました。そんな今だからこそ、私たちが声を上げて叫びかけていきたいです。

現在でも、あの日のせいで、心身ともに傷つけられた方がいるということを忘れずに、私たちが少しでも力になり、サポートもしていきたいです。

最後にこの活動に参加させていただき本当に感謝しています。ありがとうございました。

盛岡第二高校 1年生

私は八月六日から八月九日の三日間、長崎で平和活動をしてきました。内容は核兵器の廃絶と平和な世界の実現を訴える署名活動や震災が起こったあの日の出来事や今までの様子を各県の高校生と交流してきました。

私がこの活動に参加したきっかけは友人からの誘いでした。今思い出すとその時の自分は何て浅はかな考えをもっていたのかと恥ずかしくなります。この活動が大きいものだを知るのは長崎に行ってからでした。

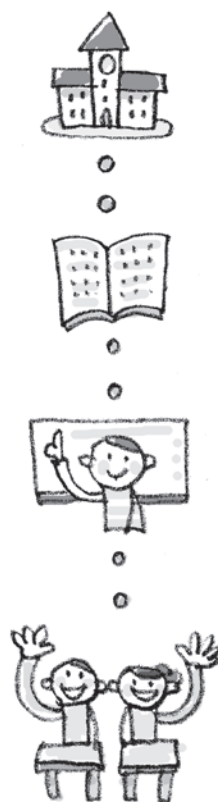
広島・長崎に原爆が投下されたのは私が生まれる前のこと、この話題にふれるのはいつも八月六日と八月九日でした。この日になると母がいつも「黙祷しなさい。」と言っていたのでしているだけでした。今思えば、原爆について教えてくれる人っていなかったなと思います。そして、自分も知ろうとしていなかったなと思います。

長崎へついて二日目の総合体育館の前で行なった署名活動では暑い陽の下、声を出してお願いしました。本当に大変でした。初めての署名活動でした。最初は不安で積極的に行けませんでした。でも地元の子がついていてくれたおかげで活動できました。署名してくれた方々が声をかけてくれて嬉しくなりました。やりがいを感じました。

活動の他に資料館にも行きました。私は言葉にできませんでした。原爆が投下された時の人々の写真や死亡証明書、壊れた時計。一つ一つがその時の悲惨さを物語っていました。テレビで流しているのはほんの一部の事であって本当の姿ではないんだと思います。こんな状態で

人々に訴えたとしても本当の怖さは伝わるはずがありません。自らの目で見べきです。現実
にこの悲惨な体験は忘れかけているのでないで
しょうか。県によっては数秒しか取りあげない
所もあるそうです。東北の震災もいつかは忘れ
られてしまう時がくるのか不安です。だからこ
そ、私たちが次の世代へとつなげていかなけれ
ばならないと感じました。もしこの活動に参加
していなければ、これから先、真実を見ることが
出来なかったと思います。そして、今の暮ら
しがこんなにも恵まれていて幸せなんだと気づ
けませんでした。もっともっと多くの若い人た
ちに知って見てほしいです。

今回、小さな事しかできなかったけど平和の
活動に参加できたことを嬉しく思います。まだ
岩手での活動は初まったばかりで長崎の高校生
たちのような活動には追いつけないけど、“ピ
リョク” だけど “ムリョク” じゃないのだから、
小さな事からがんばっていったらと思いました。





フォーラム子どもの権利研究 2013

子どもの権利条約総合研究所では、東日本大震災と子ども支援の緊急性に直面して、「東日本大震災子ども支援ネットワーク」の設立に尽力するとともに、研究所として、日本の子ども政策に対する提言機能をもてるよう活動目標等を改定しました。

今回のフォーラムでは、いじめ問題に関する「緊急提言」を行うとともに、震災復興に向けた3年目のとりくみのあり方について議論を深めていきたいと考えています。

◆日程

2013年3月9日(土)～10日(日)

◆会場

早稲田大学文学学術院 第1会議室

◆参加費

1000円(資料代込み)

<第1日 3月9日(土)午後1時～6時>

シンポジウム1 「いじめ解決」への子どもの権利—緊急提言—

報告1 再発防止につなぐ原因究明システム—「調査委員会」のあり方

堀井雅道(学校運営委員会委員長)

報告2 子どもが安心して相談できるしくみ—解決主体としての子どもの立ち直り支援

福田みのり(川西市子どもの人権オンブズ)

報告3 いじめ・権利侵害における相談・救済制度

—子どもの権利条例といじめ防止条例に基づく取り組みの比較検討

高橋直紹(豊田市子どもの権利擁護委員)

提案 校内における「いじめ」解決のしくみ

山下英三郎(スクールソーシャルワーカー)

【緊急提言】「いじめ問題の解決にむけて」

半田勝久(子どもの権利条約総合研究所)

<第2日 3月10日(日)午前10時～午後4時>

シンポジウム2 東日本大震災から3年 子ども暮らし復興への提言

—子どもにやさしいまちづくりに向けて—

基調報告 子どもの暮らしは復興に向かっているのか—子ども支援のこれまでとこれから

森田明美(東日本大震災子ども支援ネットワーク)

特別発言1 災害時の学校で大切にしたことと復興への取り組み

砂金良昭(岩手県教組書記長)

特別発言2 放課後の子どもたちを支援する取り組み

青木理絵(南相馬市上真野臨時児童クラブ)

特別発言3 市民・NPOによる災害子ども支援のいま

小林純子(災害子ども支援ネットワークみやぎ)

報告1 隠されたトラウマから子どもたちをどのように解放するか

足立智昭(宮城学院女子大学)

報告2 子どもの遊びを保障する環境整備をどのように具体化するか

木下勇(千葉大学)

報告3 復興における子どもの保護を中心としたユニセフの取り組み

小野道子(日本ユニセフ協会)

主催：子どもの権利条約総合研究所 TEL/FAX：03-3203-4355 Mail: npo_crc@nifty.com



■ 2012/12/21 【毎日新聞】

いじめ防止条例：「子の役割」表現緩和の修正案合意…大津

大津市立中学2年の男子生徒が昨年10月に自殺した問題を受け、いじめ防止条例の制定を目指している大津市議会は20日、各会派代表による会議を開き、「子どもの役割」規定は残し、条文の表現を緩和する修正案に合意した。条例案は子どもを小・中学生と高校生と定義。いじめを受けたり発見したりした場合は、家族や学校などに「相談するものとする」としていたが、「子どもにいじめ相談を義務付けるものだ」との批判を受けていた。修正案では「子どもの役割」との項目は残し、条文は「相談できる」に改める。条例案に対する公募意見は約8割が役割規定に批判的で、越直美市長も「子どもに義務を課すべきでない」と反対を表明していた。市議らは「趣旨が誤解されている」とし、来年2月議会での条例化を目指している。

■ 2012/12/21 【朝日新聞】

高校無償化、
所得制限 700 万円で調整 自民

自民党は新政権発足後、高校授業料の無償化制度を見直す方針を固めた。対象世帯の年収に700万円の上限を設ける方向。2014年度からの本格実施を念頭に置いている。安倍晋三総裁が26日に第2次安倍内閣を発足させた後、検討を指示する見通しだ。高校無償化は09年に政権交代した際の民主党の目玉政策のひとつ。公立高校の授業料を無料にし、私立高校生には原則年間約12万円を補助する内容で、所得制限はない。「すべての意思ある若者が安心して勉学に打ち込める社会をつくる」ことを目的に、鳩山政権が10年度から始めた。これに対し、自民、公明両党は「バラマキ」だと批判。次期官房長官に内定している自民党の菅義偉幹事長代行は「所得制限をやるべ

きだ。財政が厳しい」と見直しを示唆していた。安倍政権発足後、関係省庁で検討することになる。

■ 2012/12/27 【朝日新聞】

学校評価、私立の16%で未実施
文科省調査

文部科学省は27日、教育活動の成果を検証する「学校評価」の実施状況を公表した。自校の教職員による「自己評価」はすべての国公私立の幼稚園・小中高校などに義務づけられているが、未実施率が私立で16%にのぼり、同省は「学校運営の改善のため重要な手段なので、ぜひ実施してほしい」と話している。学校評価は、自ら立てた目標への達成度を評価して運営を改善し、外部への説明責任も果たす狙い。やり方は各校に任せられているが、教職員による自己評価の実施と結果の公表は、2007年に義務づけられた。調査は3年ぶり、2011年度中の実施状況を聞いた。国公立はほぼすべてで自己評価を実施していたが、私立は15.9%にあたる1570校園が実施していなかった。未実施率は、前回調査（08年度）の37.6%と比べれば減った。同省が未実施の理由を聞いたところ、「小規模で手が回らない」「効果を感じない」「日々の職員会議などで振り返りや話し合いをしているため」といった声があったという。自己評価により、「子どもの生活態度の改善に効果があった」とした学校は全体の91%、「学力向上に効果があった」も87%と大半を占めた。一方で、37%の学校が評価作業が招く「教職員の多忙感」を課題として挙げた。

■ 2013/1/5 【毎日新聞】

文科省：いじめ相談態勢を強化
カウンセリング時間倍増

学校でのいじめを早期に発見するため文部科学省は4日、公立小中学校でスクールカウンセラーが対応する時間を倍増させ、学校内

の相談態勢を強化する方針を固めた。政府が今月中旬の閣議決定を目指す12年度補正予算に、緊急対策費約3億円を盛り込む。下村文科相は自民党の政権公約「いじめ防止対策基本法」の早期成立を目指しており、緊急対策の実施で、いじめ問題を重視する姿勢を前面に打ち出す考えだ。スクールカウンセラーは現在公立小の55%、公立中の84%に配置されており、週に1回、4時間の訪問で相談に応じている。文科省は緊急対策で2～3月の訪問回数や相談時間を倍増させる。

■ 2013/1/8 【読売新聞】

体罰で処分された教職員、 年400人…文科省

文部科学省は、2006年度、体罰について「いかなる場合も行ってはならない」と通知するなど、体罰禁止を打ち出している。通知では、「体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがある」と指摘。体罰にあたる行為として▽殴る、蹴るなどの身体に対する侵害▽正座などの特定の姿勢を長時間にわたって保持させるような肉体的苦痛を与える行為——を挙げている。同省によると、全国の小中高校と特別支援学校で、体罰を理由に処分された教職員数は02年度以降の10年間、年400人前後で推移。11年度は404人（うち126人が当事者として懲戒処分）で、内訳は〈1〉中学校180人（44.6%）〈2〉高校139人（34.4%）〈3〉小学校81人（20%）〈4〉特別支援学校4人（1%）。このうち110人が部活動に絡むものだった。

■ 2013/1/8 【朝日新聞】

小5・中2の体力調査、全員参加に 新年度から文科省

文部科学省は、小5と中2の約20%を抽出して実施している全国体力調査を、新年度から全員参加にする方針を固めた。民主政権の事業仕分けで縮減を求められ、2010年度から抽出式にしたが、政権交代で全員参加に戻す。同省は「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」で、握力や50メートル走、反復横跳びなどの

体力テストと、生活習慣などのアンケートを4～7月に実施している。「全員参加なら市町村ごとの傾向がわかり、施策の改善につなげやすい」としている。全国学力調査の「体力版」で08年度に始めた。同省は政権交代後、学力調査も全員参加に戻す方針を決めている。体力調査は学力調査と違って参加を義務づけてはおらず、09年度の参加率は小学校87%、中学校84%だった。

■ 2013/1/10 【朝日新聞】

座長に早大の鎌田総長起用へ 教育再生有識者会議

安倍政権は、教育再生をテーマにした有識者会議の座長に、早稲田大学の鎌田薫総長を起用する方針を固めた。鎌田氏の専門は民法で、2010年11月から同大総長を務めている。政府関連では、法制審議会の部会長や原子力損害賠償紛争審査会委員の経歴がある。会議では「6・3・3・4制」や大学入試制度の見直しなどを話し合う。会議の委員には、作家の曾野綾子氏、蒲島郁夫・熊本県知事、スポーツコメンテーターの武田美保氏、尾崎正直・高知県知事、貝ノ瀬滋・東京都三鷹市教育委員長、大竹美喜・アメリカンファミリー生命保険会社最高顧問が内定した。

■ 2013/1/15 【朝日新聞】

下村文科相、学校週6日制に意欲 「世論の理解はある」

下村博文文部科学相は15日の閣議後会見で、公立学校で土曜日にも授業をする学校週6日制について、「どんな課題があるか省内で整理している」と述べ、実現に意欲を示した。自民党は選挙公約で、学力向上策として「土曜授業の実現」を明記。文科省は今後、「1日8時間、週40時間」と定められている教職員の勤務体系の見直しなどを検討する。下村文科相は、6日制導入に「世論の理解はあると思う」とし、首相官邸に置く教育再生実行会議では、導入の是非の議論はしない考えを示した。公立学校は2002年度から完全週5日制になった。ただ「特別な必要がある場合」は土曜・日曜の授業も可能で、東京都教委は公開授業にすることを条件に小中学校で月2回までの

土曜授業を認めている。私立学校は各校の判断に任せられている。

■ 2013/1/15 【読売新聞】

小中の全校長、外部から… 大阪市教委検討

桜宮高バスケットボール部の生徒が自殺した問題を受け、大阪市教委は2014年度から、市立小中学校（429校）の全校長を外部の人材から公募で採用する検討を始めた。12日に遺族宅を弔問して「すべて行政側の責任」と謝罪した橋下徹市長が、市教委に「まずは校長から外部の価値観を取り入れていく」と伝えたため。実現すれば、全国初の取り組みとなるが、学校内部で校長に昇任できなくなり、市教委幹部から「教員の士気が下がる」と懸念する声も出ている。市教委は市立小中に今春着任する校長約50人について、全国公募を初めて実施。応募者1290人のうち、外部人材は928人と多かったが、教頭からの申し込みも受け付けたことから、内部昇格が52人、外部からの合格者は新聞記者や元塾講師ら11人にとどまった。橋下市長は12日、「14年度の校長は原則全員、外部からの採用という方針で臨みたい」と市教委に伝えた。市教委によると、14年春に定年退職する小中学校校長は約70人。外部からのみの公募に切り替えれば、今春採用の11人を含めて、全小中学校の2割が外部人材出身の校長となる。市立高校（23校）や特別支援学校（9校）については、大阪府と市を統合する大阪都構想が実現すれば、15年春に府に移管されるため、校長公募の対象としない方針。

■ 2013/1/20 【読売新聞】

保育施設の死亡事故が昨年18件、 睡眠中が最多

厚生労働省は18日、全国の認可保育所と認可外保育施設で、昨年1～12月に計18件の死亡事故があったと発表した。前年と比べて4件増加した。事故の内訳は、うつぶせで寝ている最中に窒息するなど睡眠中の事故が14件と最も多かった。おやつを喉に詰まらせた事故も2件あった。年齢別では、0歳児が10件で最も多く、いずれも認可外の保育施設で睡

眠中に発生した。同省は同日、うつぶせ寝を避けることなど、保育施設に対して安全対策の徹底を指導するよう都道府県に通知した。

■ 2013/1/22 【読売新聞】

退職金減る… 埼玉の教員110人が駆け込み退職

埼玉県職員の退職手当が2月から引き下げられるのを前に、3月末の定年退職を待たず今月末で「自己都合」により退職する公立学校教員が、県採用分で89人に上ることが21日、わかった。県費で退職手当が支払われるさいたま市採用の教員も、21人が同様の予定という。県教育局の担当者は「例年、定年退職者が年度途中で辞めることはほとんどない。異例の事態だ」としている。該当教員がいる学校では後任の確保の対応に追われている。県によると、今年度の県の定年退職者は約1300人（県警を除く）。このうち1月末での退職希望者は教員が89人、一般職員が約30人の計約120人となっている。改正国家公務員退職手当法が昨年11月に成立し、総務省が自治体職員の退職手当引き下げを自治体に要請。埼玉県では県議会が昨年末に改正条例を可決し、2014年8月までに平均約400万円が段階的に引き下げられる。改正条例は2月1日から施行され、今年度の定年退職者は3月末まで勤務すると、平均約150万円の減額となるとという。2月1日の施行について、県人事課は「速やかな実施が必要」と説明している。

■ 2013/1/22 【読売新聞】

発達障害児向け塾登場 保護者ら関心高まる 東京 多摩

読み書きや計算が難しい学習障害（LD）など、発達の遅れが気になる子供を対象にした学習塾や通信教育が、多摩地区でも登場してきた。一人一人の特性に応じたきめ細かい指導を提供しており、学校だけでは子供に合った教育を受けさせられないと考える保護者の関心が高まっている。同塾は開設以来、塾生が増え、現在は幼稚園・保育園から中学までの約65人が通う。運営会社「ウイングル」（港区）の手塚志穂さんは「普通学級では難しくて授業についていけないケースのほか、特別支援

学級では内容が物足りないという場合もある」と話す。文章題を理解できない子供向けには、字を絵に置き換えた教材を開発。アスペルガー症候群など、対人関係に問題を抱えた子供には、コミュニケーション能力を高める教材も用意する。ただ、民間の学習塾などを利用すれば、家庭にとっては経済的な負担が増すことになる。東京学芸大の高橋智教授（特別ニーズ教育学）は「本来は行政が、発達障害を抱えるすべての子供に総合的な支援を保障すべきだ」と話している。

■ 2013/1/24 【朝日新聞】

教育再生実行会議が初会合 いじめ問題など議論へ

安倍政権は 24 日午前、有識者らでつくる「教育再生実行会議」（座長＝鎌田薫早大総長）の初会合を首相官邸で開いた。いじめや体罰といった素早い対応が必要な問題のほか、教育委員会制度や「6・3・3・4 制」の見直しなど、安倍晋三首相が重視する中長期的な課題も議論する。会合では首相が『強い日本』を取り戻すため教育再生が不可欠だ。いじめ、体罰に起因して子どもの貴い命が絶たれる事案は繰り返してはならない」と強調。下村博文文部科学相は「子どもを加害者にも被害者にも傍観者にもしない教育を実現するよう、ご意見をいただきたい」と述べた。鎌田氏は「緊急かつ効果的な対処の方向性をできるだけ早く具体的に示す」と述べ、いじめ問題などの対策を急ぐ考えを示した。この日はいじめや体罰の問題を話し合い、委員から「いじめ問題の解決には通報制度などの法整備も必要だ」などの意見が出た。来月中旬に次回会合を開き、3 回目までにいじめ問題の対策を取りまとめる。実行会議は首相や文科相のほか 15 人の有識者で構成される。作家の曾野綾子氏、高崎経済大教授の八木秀次氏ら「安倍カラー」のにじむ保守系論客に加え、教育行政の現場を知る熊本県の蒲島郁夫知事ら 3 人の知事や知事経験者がいる。第 1 次安倍内閣で 2006 年に設けられた「教育再生会議」では、学力向上のために脱「ゆとり」路線を唱えるなどしたが、安倍氏の退陣で実現したのは教員免許更新制の導入など一部にとどまった。実行会議の設

置は、首相が最重要課題の一つと位置づける教育改革の仕切り直しとなる。

■ 2013/1/24 【読売新聞】

体罰調査と厳正対応、 全国に通知…文科省

大阪市立桜宮高校の 2 年生男子生徒が体罰を受けた翌日に自殺した問題で、文部科学省は 23 日、全国教育委員会などに体罰の実態調査実施を指示するとともに、体罰を行った教員らへの厳正な対応を求める通知を出した。調査対象は、全国すべての小中学校と高校、特別支援学校。具体的な調査手法は各教委に委ねるが、体罰を受けた児童生徒の数と状況、被害実態などについて報告を求める。すでに把握している今年度分の事案は 2 月 28 日まで、今後調査する分については 4 月 30 日までに報告してもらう。また、同日出した通知では、「(部活の指導で) 勝利至上主義に偏り、体罰を正当化することは誤りであるという認識」を教員に持たせ、体罰禁止を徹底するよう教育委員会に求めている。

■ 2013/1/25 【読売新聞】

「要サポート」子ども 12%… 震災で心に傷

岩手県教育委員会が県内の児童生徒を対象に行った「心とからだの健康観察」調査で、東日本大震災などでストレスやトラウマを抱え、優先的に相談を受けることが望ましい「要サポート」と判断した児童生徒が、全体の約 1 割に上った。調査は震災を受けて昨年度にスタート。今回は公立小中高校と特別支援学校の計 645 校・13 万 3523 人が回答した。「眠れないことがある」「なにもやる気がしないことがある」などの項目について、最近 1 週間での程度当てはまるかを尋ね、子どもたちの心身の状態を調べた。その結果、「要サポート」とした児童生徒は 12.6%で、前回の 14.6%からわずかに減少した。今回「要サポート」だった児童生徒の約 4 割は、前回も「要サポート」だった。調査結果について、24 日に記者会見した菅野洋樹教育長は、「阪神・淡路大震災では、10 年後に PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症した子どももいた。

今後も長期にわたって調査し、支援していく必要がある」と述べた。

■ 2013/1/29 【毎日新聞】

少年法改正：刑期引き上げへ 有期「10～20年」――法制審要綱案

少年の法定刑の引き上げなど少年法の改正案を検討している法制審議会（法相の諮問機関）少年法部会は28日、有期刑の上限を5年引き上げる一方で、国費で少年に弁護士を付けられる「国選付添人制度」の適用範囲を拡大する要綱案をまとめた。2月上旬の法制審総会で要綱とし、法相に答申する。現行法は、犯行時18歳未満の加害少年に無期刑を言い渡す場合、有期刑に緩和し「10～15年」の範囲で言い渡せると定めるが、要綱案では「10～20年」と上限を引き上げ、仮釈放の条件も「3年経過後」を「刑の3分の1経過後」と改めた。また、現行法は、判決時20歳未満の少年に3年以上の有期刑を言い渡す場合は刑に幅を持たせた不定期とし「長期は10年、短期は5年」を超えられないと規定しているが、要綱案では「長期は15年、短期は10年」に引き上げた。また、長期と短期の間が広がりすぎないように、短期の下限も設けた。一方で、現在は殺人、強盗など重大事件に限られている国選付添人制度と検察官が審判に出席して意見を述べられる「検察官関与制度」について、要綱案は、弁護士（付添人）と検察官のいずれも窃盗や詐欺など比較的軽い罪でも審判に関われるようにすることとした。国選付添人制度では、家裁で審判を受ける加害少年側に資力がない場合に国費で弁護士が付けられる。

■ 2013/1/24 【読売新聞】

インクルーシブ教育を考えるシンポジウム： 「共生から成果を」――大阪・豊中

障害の有無にかかわらず、すべての子どもが地域の普通学級で学ぶ意義を考える「第11回インクルーシブ教育を考えるシンポジウム」（毎日新聞社、大阪府豊中市教職員組合主催）

が2日、同市立大池小学校であり、約200人が集まった。40年近くインクルーシブ教育に取り組んできた同市で、その実践を研究している常磐会学園大学の堀智晴教授（障害児教育）が「インクルーシブ教育の今、そしてめざすもの」と題して講演した。堀教授は能力別や個人のニーズに応じた教育の名のもと、共生の理念が後回しにされる傾向が強まっていると指摘。「障害、学力差などで分けるのではなく、子ども同士がぶつかり合うことで生まれる成果を学級、学校運営で大事にしてほしい。そうした子どもたちによって社会が変わる」と強調した。

■ 2013/2/4 【毎日新聞】

毎日新聞世論調査： 体罰「一定容認」42% 「認めるべきでない」53%

毎日新聞が2、3日に実施した全国世論調査では、大阪市立桜宮高校で男子生徒が体罰を受けた翌日に自殺した問題を踏まえ、体罰についてどう思うかを聞いた。「一切認めるべきでない」との回答が53%と半数を超える半面、「一定の範囲で認めてもよい」との容認派も42%を占めた。男女別にみると、男性の「認めてもよい」は54%で、「認めるべきでない」（43%）を上回った。一方、女性の「認めるべきでない」は62%。「認めてもよい」（32%）を大きく上回り、男女で顕著な差が出た。年代別では20代と30代で「認めてもよい」が、「認めるべきでない」より多かった。大阪市の橋下徹市長が同校の体育系2科の入学試験を中止するよう求めたことに対しては、「支持しない」（53%）が「支持する」（40%）を上回った。「夜回り先生」として知られる元高校教諭、水谷修さん（56）は「4割も体罰を容認しているのは教育が信頼されていない証拠だ。学級崩壊などを経験している若い世代ほど容認する傾向があるのだろう」と分析。「街で暴力を振るえば逮捕されるのに、なぜ学校だけ聖域なのか。社会全体で暴力を憎まなければ、

体罰は永遠に不会因为と話した。ジャーナリストの大谷昭宏さん（67）は『『体罰容認』が4割もいたのはショックだ。『ある程度ならいい』というような認識では社会から体罰は根絶できない』と指摘した。



活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。



●いんふおめーしょん／子どもの人権連／NO.136／2013年2月号

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2013年2月28日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
TEL 03(3265)2197
e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp
URL:http://jinken-kodomo.net/

郵便振替／0018-8-18438（子どもの人権連）
年会費＝個人（1口）5,000円、団体（1口）10,000円